地 基 企 第 ３ ７ 号
平成２７年9月３０日

地方公務員災害補償基金
各　支　部　長　殿

地方公務員災害補償基金
理 事 長　　丸　山　淑　夫
（　公　印　省　略　）

補償の請求書等の様式に関する規程の一部改正について（通知）

補償の請求書等の様式に関する規程（平成６年地基規程第１号）の一部を別添のとおり改正し、平成２７年１０月１日から施行することとしたので、その実施に遺漏のないように願います。

補償の請求書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

（平成二十七年九月三十日地基規程第六号）

補償の請求書等の様式に関する規程（平成六年地基規程第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号、第二号及び第二号の二中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に改める。

別紙様式第五号及び第六号の１号紙中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に改める。

別表様式第七号の１号様式中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に、

「

6　旧国民年金法の受給関係	□　被保険者であった。□　被保険者ではなかった。

」を

「

6　他法年金の受給関係	□＿＿＿＿＿の被保険者であった。□　被保険者ではなかった。

」に、

同〔注意事項〕の５中「旧国民年金法」を「他法年金」に、「休業補償を受けようとする者について」を「請求する休業補償と同一の事由により令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□＿＿＿＿＿の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を」に改め、「、請求する休業補償と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には」を加え、「年金証書の記号番号及び所

轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。」の下に「また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。」を加え、同２号紙の〔注意事項（２号紙）〕の７中「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改める。

別紙様式第八号の１号紙中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に、

「

6　旧国民年金法の受給関係	□　被保険者であった。□　被保険者ではなかった。

」を

「

6　他法年金の受給関係	□＿＿＿＿＿の被保険者であった。□　被保険者ではなかった。

」に、

同〔注意事項〕の６中「旧国民年金法」を「他法年金」に、「休業補償を受けようとする者について」を「請求する休業補償と同一の事由により令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる

給付を受ける者であるときは、「□＿＿＿＿＿の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を」に改め、「、請求する休業補償と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には」を加え、「年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。」の下に「また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。」を加える。

別様式第九号の１号様中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に、

「

6　旧国民年金法の受給関係	□被保険者であった。□被保険者ではなかった。

」を

「

6　他法年金の受給関係	□＿＿＿＿＿の被保険者であった。□被保険者ではなかった。

」

に改め、同〔注意事項〕の上に「〔注意事項〕裏面参照。」を加え、同７を削り、同６を同７とし、同５を同６とし、同４中「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改め、同４を同５とし、同

３を回４とし、回２の次に「３　「６　他法年金の受給関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□＿＿＿＿＿の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。」を加える。

別紙様式第十号の１号紙中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に、

「

６　旧国民年金法の受給関係	□被保険者であった。□被保険者ではなかった。

」を

「

６　他法年金の受給関係	□＿＿＿＿＿の被保険者であった。□被保険者ではなかった。

」

に改め、回〔注意事項〕の９を削り、回８を回９とし、回７を回８とし、回６中「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改め、回６を回７とし、回５を回６とし、回４の次に「５　「６　他

法年金の受給関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□＿＿＿＿＿の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。」を加える。

別様式第十一号の１号様中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤	

」を「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員	

」に、

同〔注意事項〕の５中「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改める。

別様式第十二号の１号様中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤	

」を「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員	

」に、

同〔注意事項〕の６中「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改める。

別紙様式第十三号の二中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に改める。

別紙様式第十四号の１号様中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」、

「

7	国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係

」を

「

7	他法年金の受給関係

」、

同「〔注意事項〕」の５中「国民年金法・厚生年金保険法等」を「他法年金」、「厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第５条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第３条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第１条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用」を「遺族補償年金と同一の事由により令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給

付」に、「、既に当該遺族補償年金と同一の事由により次に掲げる年金の給付を受けている場合には」を「に」に、「次に掲げる年金の給付」を「令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付」に改め、

「（１）　国民年金等改正法附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

（２）　国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

（３）　国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

（４）　厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第１項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

（５）　厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

（６）　国民年金法の寡婦年金」

を加え、同６項「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改める。

別紙様式第十五号の１号様式

「職　名　□常　勤 □常勤的非常勤」を	「職　名　□常　勤 □令第１条職員」に

「７　国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係」を	「７　他法年金の受給関係」に

同「〔注意事項〕」の６中「国民年金法・厚生年金保険法等」を「他法年金」に、「厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第５条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第３条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第１条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用」を「遺族補償年金と同一の事由により令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付」に、「、既に当該遺族補償年金と同一の事由により次に掲げる年金の給付を受けている場合には」を「に」に、「次に掲げる年金の給付」を「令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付」に改め、

「（１）　国民年金等改正法附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

（２）　国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

（３）　国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

（４）　厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第１項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

（５）　厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

（６）　国民年金法の寡婦年金」

を削り、同７号「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改める。

別紙様式第十六号の１号様式

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に、

同〔注意事項〕の６号「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改める。

別紙様式第十七号の１号様中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に、

同〔注意事項〕の７中「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改める。

別紙様式第二十三号の１号様中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に改め、

同〔注意事項〕の６から10を１ずつ繰り下げ、同５の次に「６「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）額の計算」の欄中、「(遺族特別給付金の額）」の欄の記入については、令第１条職員にあっては別に定めるところによること。」を加える。

別紙様式第二十四号の１号様中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に改め、

同〔注意事項〕の７から11を１ずつ繰り下げ、同６の次に「７「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）

請求（申請）額の計算」の欄中、「(遺族特別給付金の額)」の欄の記入については、令第１条職員にあっては別に定めるところによること。」を加える。

別紙様式第二十五号の１号様中

「

職　　名	□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名	□常　　勤 □令第１条職員

」に改める。

別紙様式第三十九号中

「

6　国民年金の受給関係		
当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
□旧国民年金法の障害年金	円	昭和 平成　　年　月
	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等

」を

「

6　他法年金の受給関係				
年金の種類	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年月	所轄年金 事務所等

」

〔注意事項〕５５「「旧国民年金法の障害年金」とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいうものであること。」を「「年金の種類」の欄には、受給権者が傷病補償年金と同一の事由により受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。」に改める。

別紙様式第四十号中

「

6　国民年金の受給関係		
当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
□旧国民年金法の障害年金	円	昭和 平成　　年　月
	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等

」を

「

6　他法年金の受給関係				
年金の種類	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年月	所轄年金 事務所等

」

四〔注意事項〕５５「「旧国民年金法の障害年金」とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいうものであること。」を「「年金の種類」の欄には、受給権者が障害補償年金と同一の事由により受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。」に改める。

別紙様式第四十一号甲

「

3　国民年金・厚生年金保険等の受給関係		
当該死亡に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
□旧船員保険法の遺族年金 □旧厚生年金保険法の遺族年金 □旧国民年金法の 　□母子年金　□準母子年金 　□遺児年金　□寡婦年金 □厚生年金保険法の遺族厚生年金 　及び国民年金法の遺族基礎年金 □厚生年金保険法の遺族厚生年金 □国民年金法の寡婦年金	円	昭和 平成　　年　月
	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等

」を

「

3　他法年金の受給関係				
年金の種類	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年月	所轄年金 事務所等

」

回〔注意事項〕６ヰ廿「当該死亡に関して支給されている」を「の項」を「の欄」に、「次に掲げる年金の給付を受けているときは、該当する□にレ印」を「受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称」に改め、

「（１）　旧船員保険法の遺族年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいう。）

（２）　旧厚生年金保険法の遺族年金（国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいう。）

（３）　旧国民年金法の母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金（国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金をいう。）

（４）　厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第１項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

（５）　厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

（６）　国民年金法の寡婦年金」

を削る。

別紙様式第四十九号甘

「

職　　名　　□常　　勤 □常勤的非常勤

」を

「

職　　名　　□常　　勤 □令第１条職員

」に、

回〔注意事項〕の２甘「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改める。

別紙様式第五十四号の１号様中

「

□常　　勤 □常勤的非常勤

」を「

□常　　勤 □令第一条職員

」に、同３号様（表）中

「

旧国民年金法の障害年金の支給の有無	□有　□無	旧国民年金法の障害年金の年金額の改定年月

」を

「

他法年金の支給の有無	□有（_____年金）□無	他法年金の年金額の改定年月

」に、

同〔記入要領〕のⅢの２中「法附則第８条による調整関係」を「他法年金の支給の有無」に、「による旧国民年金法の障害年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいう。）の支給の有無について該当する□に✓印」を「により令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□有（_____年金）」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける年金たる給付の名称」に改める。

別紙様式第五十五号の１号紙中

「

□旧国民年金法の障害年金

」を「

当該障害に関して支給されている年金の種類

」に、

同〔記入要領〕の１の８中「法附則第８条による調整関係」を「当該障害に関して支給されている年金の種類」に、「旧国民年金法の障害年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいう。）の給付を受けているときは、□にレ印」を「受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称」に、同１の９中「常勤的非常勤職員」を「令第１条職員」に改める。

別紙様式第五十六号の１号紙中

「

□旧国民年金法の障害年金

」を「

当該障害に関して支給されている年金の種類

」に、

同〔記入要領〕の１の４中「法附則第８条による調整関係」を「当該障害に関して支給されている年金の種類」に、「旧国民年金法の障害年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいう。）の給付を受けているときは、□にレ印」を「受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名

称」に改める。

別紙様式第五十七号の１号様式中

「		を	「		」に
	□旧船員保険法の遺族年金 □旧厚生年金保険法の遺族年金 □旧国民年金法の 　□母子年金　□準母子年金 　□遺児年金　□寡婦年金 □厚生年金保険法の遺族厚生年金 　及び国民年金法の遺族基礎年金 □厚生年金保険法の遺族厚生年金 □国民年金法の寡婦年金			当該死亡に関して支給されている年金の種類 ---------- ---------- ----------	

」　　」

回〔記入要領〕の１の６中「法附則第８条による調整関係」を「当該死亡に関して支給されている年金の種類」に、「次に掲げる年金の給付を受けているときは、該当する□にレ印」を「受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称」に改める。

「（１）　旧船員保険法の遺族年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいう。）

（２）　旧厚生年金保険法の遺族年金（国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる

保険給付に該当する遺族年金をいう。）

（３）　旧国民年金法の母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金（国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金をいう。）

（４）　厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第１項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

（５）　厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

（６）　国民年金法の寡婦年金」

を加える。

附則

１　この規程は、平成二十七年十月一日から施行する。

２　この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

改　　正　　後

様式第１号

公　務　災　害　認　定　請　求　書

		＊認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 （〒　－　） 請求者の住所 氏（ふりがな）　名　㊞ 被災職員との続柄	
１被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局・課・係名（電話　）	
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号　第　号		
	氏（ふりがな）　名　年　月　日生（　歳）	□男　□女	
	職　名	□常　勤 □令第１条職員	
	災害発生の日時　平成　年　月　日（　曜日）　午前後　時　分ごろ		
	災害発生の場所		
	傷　病　名		
	傷病の部位及びその程度		

＊受　理	平成　年　月　日	＊認　定	平成　年　月　日
＊通　知	平成　年　月　日		□公務上　□公務外

〔注意事項〕
１　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
２　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、事業、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
３　「２災害発生の状況」又は「＊５任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

改　　正　　前

様式第１号

公　務　災　害　認　定　請　求　書

		＊認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 （〒　－　） 請求者の住所 氏（ふりがな）　名　㊞ 被災職員との続柄	
１被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局・課・係名（電話　）	
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号　第　号		
	氏（ふりがな）　名　年　月　日生（　歳）	□男　□女	
	職　名	□常　勤 □常勤的非常勤	
	災害発生の日時　平成　年　月　日（　曜日）　午前後　時　分ごろ		
	災害発生の場所		
	傷　病　名		
	傷病の部位及びその程度		

＊受　理	平成　年　月　日	＊認　定	平成　年　月　日
＊通　知	平成　年　月　日		□公務上　□公務外

〔注意事項〕
１　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
２　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、事業、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
３　「２災害発生の状況」又は「＊５任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

改　　正　　後

様式第２号

通　勤　災　害　認　定　請　求　書

法第２条第２項第１号関係 住居と勤務場所との間の往復の場合		＊認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 （〒　－　） 請求者の住所 氏（ふりがな）名　　㊞ 被災職員との続柄	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局・課・係名（電話　　）	
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号　　第　　号		
	氏（ふりがな）名　　年　月　日生（　歳）　□男　□女		
	職　名　　□常　勤 □合第１条職員		
	災害発生の日時　平成　年　月　日（　曜日）　午前後　時　分ごろ		
	災害発生の場所		
	傷　病　名		
	傷病の部位及びその程度		

＊受　理	平成　年　月　日	＊認　定	平成　年　月　日	
＊通　知	平成　年　月　日		□該　当　　□非該当	

〔注意事項〕
1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
2　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
3　この様式において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい（公務の性質を有するものを除く。）、職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。
　ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。
　したがって、「２　災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。
4　「２　災害発生の状況等」又は「＊５　任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

改　　正　　前

様式第２号

通　勤　災　害　認　定　請　求　書

法第２条第２項第１号関係 住居と勤務場所との間の往復の場合		＊認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 （〒　－　） 請求者の住所 氏（ふりがな）名　　㊞ 被災職員との続柄	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局・課・係名（電話　　）	
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号　　第　　号		
	氏（ふりがな）名　　年　月　日生（　歳）　□男　□女		
	職　名　　□常　勤 □常勤的非常勤		
	災害発生の日時　平成　年　月　日（　曜日）　午前後　時　分ごろ		
	災害発生の場所		
	傷　病　名		
	傷病の部位及びその程度		

＊受　理	平成　年　月　日	＊認　定	平成　年　月　日	
＊通　知	平成　年　月　日		□該　当　　□非該当	

〔注意事項〕
1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
2　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
3　この様式において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい（公務の性質を有するものを除く。）、職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。
　ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。
　したがって、「２　災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。
4　「２　災害発生の状況等」又は「＊５　任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

改　　正　　後

様式第２号の２

通　勤　災　害　認　定　請　求　書

法第２条第２項第２号及び３号関係 兼業及び単身赴任者の住居間の移動の場合		＊認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 （〒　－　） 請求者の住所 氏名（ふりがな）　㊞ 被災職員との続柄	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局・課・係名（電話　　）	
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号　　第　　号		
	氏名（ふりがな）　年　月　日生（　歳）　□男　□女		
	職名　□常勤 □令第１条職員		
	災害発生の日時　平成　年　月　日（　曜日）　午前後　時　分ごろ		
	災害発生の場所		
	傷病名		
	傷病の部位及びその程度		

＊受理	平成　年　月　日	＊認定	平成　年　月　日 □該当　□非該当
＊通知	平成　年　月　日		

〔注意事項〕
1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
2　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
3　この様式において「通勤」とは、職員が、勤務のため、①総務省令で定める就業の場所から勤務場所への移動、②住居と勤務場所との間の往復に先行する住居間の移動、③住居と勤務場所との間の往復に後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい（公務の性質を有するものを除く。）、職員が、この移動の経路を逸脱し、又はこの移動を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の移動は、上記の通勤には該当しないこと。
　ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。
　したがって、「２　災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかになるよう、その状況を記入すること。
4　「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。
5　「２　災害発生の状況等」又は「＊５　任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
6　「２　災害発生の状況等」の(1)の欄には、災害が注意事項３の①及び②の際に生じたもので

改　　正　　前

様式第２号の２

通　勤　災　害　認　定　請　求　書

法第２条第２項第２号及び３号関係 兼業及び単身赴任者の住居間の移動の場合		＊認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 （〒　－　） 請求者の住所 氏名（ふりがな）　㊞ 被災職員との続柄	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局・課・係名（電話　　）	
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号　　第　　号		
	氏名（ふりがな）　年　月　日生（　歳）　□男　□女		
	職名　□常勤 □常勤的非常勤		
	災害発生の日時　平成　年　月　日（　曜日）　午前後　時　分ごろ		
	災害発生の場所		
	傷病名		
	傷病の部位及びその程度		

＊受理	平成　年　月　日	＊認定	平成　年　月　日 □該当　□非該当
＊通知	平成　年　月　日		

〔注意事項〕
1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
2　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
3　この様式において「通勤」とは、職員が、勤務のため、①総務省令で定める就業の場所から勤務場所への移動、②住居と勤務場所との間の往復に先行する住居間の移動、③住居と勤務場所との間の往復に後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい（公務の性質を有するものを除く。）、職員が、この移動の経路を逸脱し、又はこの移動を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の移動は、上記の通勤には該当しないこと。
　ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。
　したがって、「２　災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかになるよう、その状況を記入すること。
4　「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。
5　「２　災害発生の状況等」又は「＊５　任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
6　「２　災害発生の状況等」の(1)の欄には、災害が注意事項３の①及び②の際に生じたもので

改　　正　　後

様式第５号

療　養　の　給　付　請　求　書

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の指定医療機関等における療養の給付を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 請求者の住所 氏　ふりがな　名　㊞	
1 療養職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏　名 年　月　日生（　歳）	職　名 □常勤 □令第１条職員	
		負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	
2 療養を受けようとする指定医療機関等	（新）	所在地	
		名　称	
	（旧）	所在地	
		名　称	

＊受　理	平成　年　月　日	＊通　知	平成　年　月　日
＊決定 □支給 □不支給	平成　年　月　日		

〔注意事項〕

1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

2　「２　療養を受けようとする指定医療機関等」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関等の所在地及び名称を記入し、現在療養を受けている指定医療機関等を変更しようとする場合には、新旧の指定医療機関等の所在地及び名称を記入すること。

3　「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

様式第５号

療　養　の　給　付　請　求　書

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の指定医療機関等における療養の給付を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 請求者の住所 氏　ふりがな　名　㊞	
1 療養職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏　名 年　月　日生（　歳）	職　名 □常勤 □常勤的非常勤	
		負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	
2 療養を受けようとする指定医療機関等	（新）	所在地	
		名　称	
	（旧）	所在地	
		名　称	

＊受　理	平成　年　月　日	＊通　知	平成　年　月　日
＊決定 □支給 □不支給	平成　年　月　日		

〔注意事項〕

1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

2　「２　療養を受けようとする指定医療機関等」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関等の所在地及び名称を記入し、現在療養を受けている指定医療機関等を変更しようとする場合には、新旧の指定医療機関等の所在地及び名称を記入すること。

3　「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第６号

療　養　補　償　請　求　書　　１号紙

認定番号	
請求回数	第　　回（　　年　　月分）

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿
下記の療養補償を請求します。

請求年月日　　平成　　年　　月　　日
請求者の住所
氏名（ふりがな）　　㊞

1 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を　　に委任します。 委任者の氏名　　㊞	
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の｛住所／医療機関等の名称／氏名（代表者名）｝　　㊞	
2 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名　（電話番号　　）
	氏名　　年　　月　　日生（　　歳）	職名　□常勤　□令第１条職員 負傷又は発病の年月日　平成　　年　　月　　日

3 診療費	内訳は「＊10　診療費請求明細」欄記載のとおり	円
4 調剤費	内訳は「＊11　調剤費請求明細」欄記載のとおり	円
5 看護料	□訪問看護　内訳は「＊12　訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり	円
	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで　　日間　（看護師の資格　□有　□無）	円
6 移送費	□交通費　　から　　まで　　キロメートル　□片道　□往復　回	円
	□その他の移送費	
7 上記以外の療養費		円
8 療養補償請求金額（３～７の合計額）		円

9 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名　　銀行　　支店	預金名義者名：法人機関又は役職の名称（個人名義の場合は記入不要です。）
		□口座番号	
		□普通預金　　□当座預金	（フリガナ） 氏名
	送金小切手	銀行　　支店	
	その他		

＊受理 平成　　年　　月　　日	＊通知 平成　　年　　月　　日	＊支払 平成　　年　　月　　日	＊決定金額 円

〔注意事項〕
1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
2　「認定番号」の欄は、第１回目の請求においては、記入する必要はないこと。
3　「１　補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
4　「５　看護料」及び「６　移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
5　「７　上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「３　診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
6　「＊10　診療費請求明細」、「＊11　調剤費請求明細」又は「＊12　訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
7　「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。
8　「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

様式第６号

療　養　補　償　請　求　書　　１号紙

認定番号	
請求回数	第　　回（　　年　　月分）

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿
下記の療養補償を請求します。

請求年月日　　平成　　年　　月　　日
請求者の住所
氏名（ふりがな）　　㊞

1 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を　　に委任します。 委任者の氏名　　㊞	
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の｛住所／医療機関等の名称／氏名（代表者名）｝　　㊞	
2 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名　（電話番号　　）
	氏名　　年　　月　　日生（　　歳）	職名　□常勤　□常勤的非常勤 負傷又は発病の年月日　平成　　年　　月　　日

3 診療費	内訳は「＊10　診療費請求明細」欄記載のとおり	円
4 調剤費	内訳は「＊11　調剤費請求明細」欄記載のとおり	円
5 看護料	□訪問看護　内訳は「＊12　訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり	円
	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで　　日間　（看護師の資格　□有　□無）	円
6 移送費	□交通費　　から　　まで　　キロメートル　□片道　□往復　回	円
	□その他の移送費	
7 上記以外の療養費		円
8 療養補償請求金額（３～７の合計額）		円

9 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名　　銀行　　支店	預金名義者名：法人機関又は役職の名称（個人名義の場合は記入不要です。）
		□口座番号	
		□普通預金　　□当座預金	（フリガナ） 氏名
	送金小切手	銀行　　支店	
	その他		

＊受理 平成　　年　　月　　日	＊通知 平成　　年　　月　　日	＊支払 平成　　年　　月　　日	＊決定金額 円

〔注意事項〕
1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
2　「認定番号」の欄は、第１回目の請求においては、記入する必要はないこと。
3　「１　補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
4　「５　看護料」及び「６　移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
5　「７　上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「３　診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
6　「＊10　診療費請求明細」、「＊11　調剤費請求明細」又は「＊12　訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
7　「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。
8　「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第７号

休業補償請求書
休業援護金申請書

１号紙

認定番号	
請求回数	第　　回

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏　　名　　㊞
１ 被に事災関項職す員る	所属団体名 / 所属部局名 氏名 年　月　日生（　歳） 職　名　□常　勤　□令第１条職員 負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日
２ 請日等求数	平成　年　月　日から 平成　年　月　日までのうち　日 { 全部休業した日数　日 / 一部休業した日数　日 } { 全部休業した日に支払われた給与の額　円 / 一部休業した日に支払われた給与の額　円 }
＊３ 所属の局長の証明	１及び２については、下記のとおりであることを証明します。 平成　年　月　日 所属部局の { 所在地 / 名称 / 長の職・氏名 }　㊞
４ 休業補償	全部休業した日についての計算	（平均給与額）（全部休業した日に支払われた給与の額） 円×60/100　円＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(A)
	一部休業した日についての計算	（平均給与額）（一部休業した日に支払われた給与の額） 円－　円＝　円(ｱ)	（最高限度の最高限度額）として求める額　円(イ)
		(ｱ)又は(イ)のうちいずれか低い額 円×60/100＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(B)
	請求金額	(A)＋(B)　円	
５ 休業援護金	全部休業した日についての計算	①　休業補償を受ける場合 （平均給与額） 円×20/100＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(C)
		②　休業補償を受けない場合 （平均給与額）（全部休業した日に支払われた給与の額） 円×80/100　円＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(D)
	一部休業した日についての計算	（平均給与額）（一部休業した日に支払われた給与の額） 円－　円＝　円(ｳ)	（最高限度の最高限度額）として求める額　円(エ)
		(ｳ)又は(エ)のうちいずれか低い額 円×20/100＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(E)
	申請金額	(C)＋(D)＋(E)　円	
６ 他法年金の受給関係	□＿＿＿＿＿の被保険者であった。　□　被保険者ではなかった。		
＊７ 医師の証明	傷病名		
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成　年　月　日から 平成　年　月　日までのうち　日	現在の状態 平成　年　月　日 □治ゆ　□死亡　□中止　□転医　□継続中
	上記のとおりであることを証明します。 平成　年　月　日 医療機関の { 所在地 / 名称 / 医師の氏名 }　㊞	

改　　正　　前

様式第７号

休業補償請求書
休業援護金申請書

１号紙

認定番号	
請求回数	第　　回

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏　　名　　㊞
１ 被に事災関項職す員る	所属団体名 / 所属部局名 氏名 年　月　日生（　歳） 職　名　□常　勤　□常勤的非常勤 負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日
２ 請日等求数	平成　年　月　日から 平成　年　月　日までのうち　日 { 全部休業した日数　日 / 一部休業した日数　日 } { 全部休業した日に支払われた給与の額　円 / 一部休業した日に支払われた給与の額　円 }
＊３ 所属の局長の証明	１及び２については、下記のとおりであることを証明します。 平成　年　月　日 所属部局の { 所在地 / 名称 / 長の職・氏名 }　㊞
４ 休業補償	全部休業した日についての計算	（平均給与額）（全部休業した日に支払われた給与の額） 円×60/100　円＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(A)
	一部休業した日についての計算	（平均給与額）（一部休業した日に支払われた給与の額） 円－　円＝　円(ｱ)	（最高限度の最高限度額）として求める額　円(イ)
		(ｱ)又は(イ)のうちいずれか低い額 円×60/100＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(B)
	請求金額	(A)＋(B)　円	
５ 休業援護金	全部休業した日についての計算	①　休業補償を受ける場合 （平均給与額） 円×20/100＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(C)
		②　休業補償を受けない場合 （平均給与額）（全部休業した日に支払われた給与の額） 円×80/100　円＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(D)
	一部休業した日についての計算	（平均給与額）（一部休業した日に支払われた給与の額） 円－　円＝　円(ｳ)	（最高限度の最高限度額）として求める額　円(エ)
		(ｳ)又は(エ)のうちいずれか低い額 円×20/100＝　円	＝　円×（請求日数）日　円(E)
	申請金額	(C)＋(D)＋(E)　円	
６ 旧国民年金法の受給関係	□　被保険者であった。　□　被保険者ではなかった。		
＊７ 医師の証明	傷病名		
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成　年　月　日から 平成　年　月　日までのうち　日	現在の状態 平成　年　月　日 □治ゆ　□死亡　□中止　□転医　□継続中
	上記のとおりであることを証明します。 平成　年　月　日 医療機関の { 所在地 / 名称 / 医師の氏名 }　㊞	

改　　正　　後

8 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受理		平成　年　月　日	
		□普通預金　□当座預金		＊決定金額	休業補償	法第30条の制限□有□無	
		口座番号				円	
		預金名義者			休業援護金	円	
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		合計	円	
				＊通知		平成　年　月　日	
	その他			＊支払		平成　年　月　日	

〔注意事項〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

2　「2　請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の３に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。

3　「4　休業補償」及び「5　休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、「平均給与額算定書（２号紙）」の「2　平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、療養を開始してから１年６月を経過している場合に、平均給与額が法第２条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。

4　「4　休業補償」及び「5　休業援護金」の欄の「総務大臣が定める額(イ)」の項には、療養を開始してから１年６月を経過している場合に、法第２条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。

5　「6　他法年金の受給関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□　　の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

6　「＊7　医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。

7　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第２回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。

8　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

8 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受理		平成　年　月　日	
		□普通預金　□当座預金		＊決定金額	休業補償	法第30条の制限□有□無	
		口座番号				円	
		預金名義者			休業援護金	円	
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		合計	円	
				＊通知		平成　年　月　日	
	その他			＊支払		平成　年　月　日	

〔注意事項〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

2　「2　請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の３に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。

3　「4　休業補償」及び「5　休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、「平均給与額算定書（２号紙）」の「2　平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、療養を開始してから１年６月を経過している場合に、平均給与額が法第２条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。

4　「4　休業補償」及び「5　休業援護金」の欄の「総務大臣が定める額(イ)」の項には、療養を開始してから１年６月を経過している場合に、法第２条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。

5　「6　旧国民年金法の受給関係」の欄には、休業補償を受けようとする者について記入すること。なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

6　「＊7　医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。

7　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第２回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。

8　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

平均給与額算定書

〔注意事項（２号紙）〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

2　「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。

3　「控除日数」には、１日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。

(1) 傷病の療養のため勤務することができなかった場合

(2) 出産予定日の６週間前（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）から出産後８週間以内において勤務しなかった場合

(3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合

(4) 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合

(5) 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあっては、当該地方独立行政法人）の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合

(6) 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合

(7) 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合

(8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合

4　〔給与〕の欄中「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。

5　(A)欄の「寒冷地手当」には、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去１年間に支給を受けたときに限り記入すること。

6　①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する地域手当の額は含まないこと。

7　給与が日額で定められている<u>令第１条職員</u>の場合の①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に次に掲げる区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。

(1) 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）　21

(2) 第２土曜日及び第４土曜日を休日としている地方公共団体等　23

(3) (1)及び(2)以外の地方公共団体等　25

8　(G)欄及び(I)欄の「（総務大臣が定める率）」は、規則第３条第４項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。

なお、(G)欄及び(I)欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年４月１日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。

9　(K)欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。

10　(L)欄は、年金たる補償及び休業補償（療養を開始して１年６月を経過している場合に限る。）を請求する場合に記入すること。

11　外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第３条に規定する派遣職員にあっては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去３月間の給与」欄には、派遣等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去３月間の給与を、(A)欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第５条第２項の規定による平均給与額等を定める省令（以下「省令」という。）第１条第１項の規定による金額を、(J)欄には省令第１条第３項による金額のうち最も高い金額を、(K)欄には省令第２条の規定による金額を、(L)欄には省令第４条又は第５条の規定による金額を記入し、省令第１条第３項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。

12　平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。

改　　正　　前

平均給与額算定書

〔注意事項（２号紙）〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

2　「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。

3　「控除日数」には、１日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。

(1) 傷病の療養のため勤務することができなかった場合

(2) 出産予定日の６週間前（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）から出産後８週間以内において勤務しなかった場合

(3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合

(4) 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合

(5) 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあっては、当該地方独立行政法人）の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合

(6) 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合

(7) 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合

(8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合

4　〔給与〕の欄中「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。

5　(A)欄の「寒冷地手当」には、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去１年間に支給を受けたときに限り記入すること。

6　①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する地域手当の額は含まないこと。

7　給与が日額で定められている<u>常勤的非常勤職員</u>の場合の①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に次に掲げる区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。

(1) 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）　21

(2) 第２土曜日及び第４土曜日を休日としている地方公共団体等　23

(3) (1)及び(2)以外の地方公共団体等　25

8　(G)欄及び(I)欄の「（総務大臣が定める率）」は、規則第３条第４項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。

なお、(G)欄及び(I)欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年４月１日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。

9　(K)欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。

10　(L)欄は、年金たる補償及び休業補償（療養を開始して１年６月を経過している場合に限る。）を請求する場合に記入すること。

11　外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第３条に規定する派遣職員にあっては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去３月間の給与」欄には、派遣等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去３月間の給与を、(A)欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第５条第２項の規定による平均給与額等を定める省令（以下「省令」という。）第１条第１項の規定による金額を、(J)欄には省令第１条第３項による金額のうち最も高い金額を、(K)欄には省令第２条の規定による金額を、(L)欄には省令第４条又は第５条の規定による金額を記入し、省令第１条第３項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。

12　平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。

改　　正　　後

様式第８号
（離職者用）

1号紙

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	
請求回数	第　　回

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 氏　名　㊞
1 被災職員に関する事項 所属団体名	所属部局名
氏名 年　月　日生（　歳）	職　名　□常勤　□令第１条職員
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日
2 請求日数等	平成　年　月　日から　平成　年　月　日までのうち　日
3 所属部局の長の証明	１及び２については、上記のとおりであることを証明します。 平成　年　月　日 所属部局の｛所在地 名称 長の職・氏名｝㊞
4 休業補償	（平均給与額）　円 × 60/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	（平均給与額）　円 × 60/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	（平均給与額）　円 × 60/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	請求金額　円
5 休業援護金	（平均給与額）　円 × 20/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	（平均給与額）　円 × 20/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	（平均給与額）　円 × 20/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	申請金額　円
6 他法年金の受給関係	□＿＿＿＿の被保険者であった。　□　被保険者ではなかった。
＊7 医師の証明	傷病名
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成　年　月　日から 平成　年　月　日までのうち　日
	現在の状態　平成　年　月　日 □治ゆ　□死亡　□中止　□転医　□継続中
	上記のとおりであることを証明します。 平成　年　月　日 医療機関の｛所在地 名称 医師の氏名｝㊞

改　　正　　前

様式第８号
（離職者用）

1号紙

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	
請求回数	第　　回

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 氏　名　㊞
1 被災職員に関する事項 所属団体名	所属部局名
氏名 年　月　日生（　歳）	職　名　□常勤　□常勤的非常勤
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日
2 請求日数等	平成　年　月　日から　平成　年　月　日までのうち　日
3 所属部局の長の証明	１及び２については、上記のとおりであることを証明します。 平成　年　月　日 所属部局の｛所在地 名称 長の職・氏名｝㊞
4 休業補償	（平均給与額）　円 × 60/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	（平均給与額）　円 × 60/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	（平均給与額）　円 × 60/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	請求金額　円
5 休業援護金	（平均給与額）　円 × 20/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	（平均給与額）　円 × 20/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	（平均給与額）　円 × 20/100 × （療養に要した時間）/7.75 ＝　円（療養年月日　年　月　日）
	申請金額　円
6 旧国民年金法の受給関係	□　被保険者であった。　□　被保険者ではなかった。
＊7 医師の証明	傷病名
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成　年　月　日から 平成　年　月　日までのうち　日
	現在の状態　平成　年　月　日 □治ゆ　□死亡　□中止　□転医　□継続中
	上記のとおりであることを証明します。 平成　年　月　日 医療機関の｛所在地 名称 医師の氏名｝㊞

改　　正　　後

8 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受理		平成　年　月　日	
				＊決定金額	休業補償	法第30条の制限□有□無	
		□普通預金　□当座預金				円	
		口座番号			休業援護金	円	
		預金名義者					
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		合計	円	
				＊通知		平成　年　月　日	
	その他			＊支払		平成　年　月　日	

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、離職した後に休業補償（休業援護金）を請求（申請）する場合に使用すること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

3　「2　請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の３に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。

4　「4　休業補償」及び「5　休業援護金」の欄の「（療養に要した時間）」の項には、療養に要した時間数（１時間未満の端数がある場合には、切り捨てた時間数）を記入すること。ただし、当該時間数が７．７５時間を超える場合には、７．７５時間とすること。

5　「4　休業補償」及び「5　休業援護金」の欄が不足する場合には、別紙を付して記入すること。

6　「6　他法年金の受給関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□　　の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

7　「＊7　医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。

8　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第２回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。

9　この請求（申請）書には、「療養に要した時間」に関する明細を添付すること。

10　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

8 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受理		平成　年　月　日	
				＊決定金額	休業補償	法第30条の制限□有□無	
		□普通預金　□当座預金				円	
		口座番号			休業援護金	円	
		預金名義者					
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		合計	円	
				＊通知		平成　年　月　日	
	その他			＊支払		平成　年　月　日	

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、離職した後に休業補償（休業援護金）を請求（申請）する場合に使用すること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

3　「2　請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の３に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。

4　「4　休業補償」及び「5　休業援護金」の欄の「（療養に要した時間）」の項には、療養に要した時間数（１時間未満の端数がある場合には、切り捨てた時間数）を記入すること。ただし、当該時間数が７．７５時間を超える場合には、７．７５時間とすること。

5　「4　休業補償」及び「5　休業援護金」の欄が不足する場合には、別紙を付して記入すること。

6　「6　旧国民年金法の受給関係」の欄には、休業補償を受けようとする者について記入すること。なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

7　「＊7　医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。

8　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第２回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。

9　この請求（申請）書には、「療養に要した時間」に関する明細を添付すること。

10　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第９号

障害補償年金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

１号紙

認定番号

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿
下記の障害補償年金（障害特別支給金／障害特別援護金／障害特別給付金）を請求（申請）します。

請求（申請）年月日　平成　　年　　月　　日
請求（申請）者の住所
ふりがな
氏名　　㊞

1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　　年　月　日生（　歳）	職名	□常勤　□令第１条職員
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	治ゆ年月日　平成　年　月　日	
2	障害の部位及びその程度		
3	既存障害とその程度		
4	障害等級	第　級　号	
5	障害補償年金請求金額	（平均給与額）　円×（日数）＝　円	
6	他法年金の受給関係	□＿＿＿＿の被保険者であった。□被保険者ではなかった。	
7	障害特別支給金／障害特別援護金申請金額等	障害特別支給金　円／障害特別援護金　円／傷病特別支給金の受給の有無　□有　□無	
8	障害特別給付金申請金額の計算	（平均給与額）　円×（日数）×$\frac{20}{100}$＝　円 (A) (B) 1,500,000円×$\frac{（日数）}{365}$＝　円	
9	障害特別給付金申請金額	円	

10 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊年金決定年額	法律30条の制限　□有　□無 円
		□普通預金　□当座預金			
		口座番号		＊特別支給金決定金額	円
				＊特別援護金決定金額	円
		預金名義者		＊特別給付金決定金額	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊通知	平成　年　月　日
	その他			＊年金証書の番号	第　号
＊受理		平成　年　月　日		＊年金／特別給付金支給開始年月	平成　年　月
＊障害等級		第　級　号		＊特別支給金／特別援護金の支払	平成　年　月　日

〔注意事項〕裏面参照

改　　正　　前

様式第９号

障害補償年金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

１号紙

認定番号

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿
下記の障害補償年金（障害特別支給金／障害特別援護金／障害特別給付金）を請求（申請）します。

請求（申請）年月日　平成　　年　　月　　日
請求（申請）者の住所
ふりがな
氏名　　㊞

1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　　年　月　日生（　歳）	職名	□常勤　□常勤的非常勤
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	治ゆ年月日　平成　年　月　日	
2	障害の部位及びその程度		
3	既存障害とその程度		
4	障害等級	第　級　号	
5	障害補償年金請求金額	（平均給与額）　円×（日数）＝　円	
6	旧国民年金法の受給関係	□被保険者であった。　□被保険者ではなかった。	
7	障害特別支給金／障害特別援護金申請金額等	障害特別支給金　円／障害特別援護金　円／傷病特別支給金の受給の有無　□有　□無	
8	障害特別給付金申請金額の計算	（平均給与額）　円×（日数）×$\frac{20}{100}$＝　円 (A) (B) 1,500,000円×$\frac{（日数）}{365}$＝　円	
9	障害特別給付金申請金額	円	

10 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊年金決定年額	法律30条の制限　□有　□無 円
		□普通預金　□当座預金			
		口座番号		＊特別支給金決定金額	円
				＊特別援護金決定金額	円
		預金名義者		＊特別給付金決定金額	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊通知	平成　年　月　日
	その他			＊年金証書の番号	第　号
＊受理		平成　年　月　日		＊年金／特別給付金支給開始年月	平成　年　月
＊障害等級		第　級　号		＊特別支給金／特別援護金の支払	平成　年　月　日

〔注意事項〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
2　「３　既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
3　「７　障害特別支給金／障害特別援護金申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」の項は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。
4　「８　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、常勤的非常勤職員にあっては別に定めるところによること。
5　「９　障害特別給付金申請金額」の欄には、「８　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。
6　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
7　この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び内閣年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
8　この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、Ｘ線写真その他の資料を添付すること。
9　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自署による署名をすることができる。

改　　正　　後	改　　正　　前
［注意事項］ 1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。 2　「3　既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。 3　「6　他法年金の受給関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により令附則第３条第１項の者の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「1　　の被保険者であった　」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令附則第３条第１項の者の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で届出すること。 4　「7　障害特別支給金申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」の項は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。 5　「8　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、令第１条別表にあっては別に定めるところによること。 6　「9　障害特別給付金申請金額」の欄には、「8　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。 7　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。 8　この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、Ｘ線写真その他の資料を添付すること。 9　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。	

改　　正　　後

様式第10号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）

障害補償年金申請書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1号紙

		整定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償年金（障害特別支給金／障害特別援護金／障害特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 氏名（ふりがな）　㊞	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名 年　月　日生（　歳）	職名　□常勤 □令第1条職員	
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	治ゆ年月日　平成　年　月　日	
2 障害の部位及びその程度			
3 既存障害とその程度			
4 障害等級	第　級　号		
5 障害補償年金請求金額	（平均給与額）（日数）（1＋割増率） 円×　×（1＋$\frac{}{100}$）＝　円		
6 旧法年金の受給関係	□　の被保険者であった。□被保険者ではなかった。		
7 障害特別支給金申請金額等 障害特別援護金	障害特別支給金　円／障害特別援護金　円 傷病特別支給金の受給の有無　□有　□無		
8 障害特別給付金申請金額の計算	（平均給与額）（日数）（1＋割増率） (A)　円×　×（1＋$\frac{}{100}$）×$\frac{20}{100}$＝　円		
	(B) 1,500,000円×$\frac{（日数）}{365}$＝　円		
9 障害特別給付金申請金額	円		

10 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊年金決定年額	法律30条の制限　□有　□無 円
		□普通預金　□当座預金			
		口座番号		＊特別支給金決定金額	円
				＊特別援護金決定金額	円
		預金名義者		＊特別給付金決定金額	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊通知	平成　年　月　日
	その他			＊年金証書の番号	第　号
＊受理	平成　年　月　日			＊年金／特別給付金支給開始年月	平成　年　月
＊障害等級	第　級　号			＊特別支給金／特別援護金の支払	平成　年　月　日
＊特殊公務災害／国際緊急援助活動特例災害	□該当　□非該当				

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　前

様式第10号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）

障害補償年金申請書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1号紙

		整定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償年金（障害特別支給金／障害特別援護金／障害特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 氏名（ふりがな）　㊞	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名 年　月　日生（　歳）	職名　□常勤 □常勤的非常勤	
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	治ゆ年月日　平成　年　月　日	
2 障害の部位及びその程度			
3 既存障害とその程度			
4 障害等級	第　級　号		
5 障害補償年金請求金額	（平均給与額）（日数）（1＋割増率） 円×　×（1＋$\frac{}{100}$）＝　円		
6 旧国民年金法の受給関係	□被保険者であった。　□被保険者ではなかった。		
7 障害特別支給金申請金額等 障害特別援護金	障害特別支給金　円／障害特別援護金　円 傷病特別支給金の受給の有無　□有　□無		
8 障害特別給付金申請金額の計算	（平均給与額）（日数）（1＋割増率） (A)　円×　×（1＋$\frac{}{100}$）×$\frac{20}{100}$＝　円		
	(B) 1,500,000円×$\frac{（日数）}{365}$＝　円		
9 障害特別給付金申請金額	円		

10 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊年金決定年額	法律30条の制限　□有　□無 円
		□普通預金　□当座預金			
		口座番号		＊特別支給金決定金額	円
				＊特別援護金決定金額	円
		預金名義者		＊特別給付金決定金額	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊通知	平成　年　月　日
	その他			＊年金証書の番号	第　号
＊受理	平成　年　月　日			＊年金／特別給付金支給開始年月	平成　年　月
＊障害等級	第　級　号			＊特別支給金／特別援護金の支払	平成　年　月　日
＊特殊公務災害／国際緊急援助活動特例災害	□該当　□非該当				

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　後

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償年金、障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

3　「3　既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

4　「5　障害補償年金請求金額」の欄の割増率は、障害等級第1級の場合は $\frac{40}{100}$、第2級の場合は $\frac{45}{100}$、第3級以下の場合は $\frac{50}{100}$ であること。

5「6　他法年金の受給関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□　　の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

6　「7　障害特別支給金／障害特別援護金申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」の項は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。

7　「8　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の割増率は、4の例により記入すること。なお、令第1条職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。

8　「9　障害特別給付金申請金額」の欄には、「8　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。

9　「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

10　この請求書には、災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。

11　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償年金、障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

3　「3　既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

4　「5　障害補償年金請求金額」の欄の割増率は、障害等級第1級の場合は $\frac{40}{100}$、第2級の場合は $\frac{45}{100}$、第3級以下の場合は $\frac{50}{100}$ であること。

5　「7　障害特別支給金／障害特別援護金申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」の項は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。

6　「8　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の割増率は、4の例により記入すること。なお、常勤的非常勤職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。

7　「9　障害特別給付金申請金額」の欄には、「8　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。

8　「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

9　この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

10　この請求書には、災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。

11　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第11号

障害補償一時金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償一時金（障害特別支給金／障害特別援護金／障害特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 氏名（ふりがな）　㊞	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名 年　月　日生（　歳）	職名　□常勤 □令第1条職員	
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	治ゆ年月日　平成　年　月　日	
2 障害の部位及びその程度			
3 既存障害とその程度			
4 障害等級	第　級　号		
5 障害補償一時金請求金額	（船員の場合） （平均給与額）（日数（ア））（平均給与額）（日数（イ）） 円×　＋（　円×　）＝　円		
6 障害特別支給金／障害特別援護金申請金額等	障害特別支給金　円 障害特別援護金　円	傷病特別支給金の受給の有無　□有　□無	
7 障害特別給付金申請金額の計算	（船員の場合） （平均給与額）（日数（ア））（平均給与額）（日数（イ）） (A)｛　円×　＋（　円×　）｝×20/100＝　円		
	(B) 1,500,000円×（日数（ア））/365＝　円		
8 障害特別給付金申請金額	円		

9 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊決定額	一時金	法第30条の制限　□有　□無
		□普通預金	□当座預金			円
		口座番号			特別支給金	円
		預金名義者			特別援護金	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		特別給付金	円
	その他				合計	円
＊受理	平成　年　月　日			＊通知	平成　年　月　日	
＊障害等級	第　級　号			＊支払	平成　年　月　日	

〔注意事項〕
1 請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
2 「3　既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
3 「5　障害補償一時金請求金額」の欄の「（日数（ア））」の項には、障害等級に応ずる法第29条第4項に掲げる日数を、「（日数（イ））」の項には、障害等級に応ずる令第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。
4 「6　障害特別支給金／障害特別援護金申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。
5 「7　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「（日数（ア））」の項及び「（日数（イ））」の項には、3の例により記入すること。なお、令第1条職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。
6 「8　障害特別給付金申請金額」の欄には、「7　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。
7 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
8 この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
9 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

様式第11号

障害補償一時金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償一時金（障害特別支給金／障害特別援護金／障害特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 氏名（ふりがな）　㊞	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名 年　月　日生（　歳）	職名　□常勤 □常勤的非常勤	
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	治ゆ年月日　平成　年　月　日	
2 障害の部位及びその程度			
3 既存障害とその程度			
4 障害等級	第　級　号		
5 障害補償一時金請求金額	（船員の場合） （平均給与額）（日数（ア））（平均給与額）（日数（イ）） 円×　＋（　円×　）＝　円		
6 障害特別支給金／障害特別援護金申請金額等	障害特別支給金　円 障害特別援護金　円	傷病特別支給金の受給の有無　□有　□無	
7 障害特別給付金申請金額の計算	（船員の場合） （平均給与額）（日数（ア））（平均給与額）（日数（イ）） (A)｛　円×　＋（　円×　）｝×20/100＝　円		
	(B) 1,500,000円×（日数（ア））/365＝　円		
8 障害特別給付金申請金額	円		

9 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊決定額	一時金	法第30条の制限　□有　□無
		□普通預金	□当座預金			円
		口座番号			特別支給金	円
		預金名義者			特別援護金	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		特別給付金	円
	その他				合計	円
＊受理	平成　年　月　日			＊通知	平成　年　月　日	
＊障害等級	第　級　号			＊支払	平成　年　月　日	

〔注意事項〕
1 請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
2 「3　既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
3 「5　障害補償一時金請求金額」の欄の「（日数（ア））」の項には、障害等級に応ずる法第29条第4項に掲げる日数を、「（日数（イ））」の項には、障害等級に応ずる令第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。
4 「6　障害特別支給金／障害特別援護金申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。
5 「7　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「（日数（ア））」の項及び「（日数（イ））」の項には、3の例により記入すること。なお、常勤的非常勤職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。
6 「8　障害特別給付金申請金額」の欄には、「7　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。
7 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
8 この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
9 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第12号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）

障害補償一時金申請書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償一時金（障害特別支給金／障害特別援護金／障害特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏名　㊞	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名 年　月　日生（　歳）	職名　□常勤 □会第1条職員	
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	治ゆ年月日　平成　年　月　日	
2	障害の部位及びその程度		
3	既存障害とその程度		
4	障害等級	第　級　号	
5	障害補償一時金請求金額	〔船員の場合〕 （平均給与額）（日数（ア））（平均給与額）（日数（イ）） 円×　×150/100＋（　円×　）＝　円	
6	障害特別支給金 障害特別援護金　申請金額等	障害特別支給金　円 障害特別援護金　円	傷病特別支給金の受給の有無　□有　□無
7	障害特別給付金申請金額の計算	〔船員の場合〕 （平均給与額）（日数（ア））（平均給与額）（日数（イ）） (A)｛　円×　×150/100＋（　円×　）｝×20/100＝　円 （日数（ア）） (B) 1,500,000円×―――/365＝　円	
8	障害特別給付金申請金額	円	

9 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊決定金額	一時金	法第30条の制限　□有　□無
		□普通預金　□当座預金				円
		口座番号			特別支給金	円
		預金名義者			特別援護金	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		特別給付金	円
	その他				合計	円
＊受理		平成　年　月　日		＊通知		平成　年　月　日
＊障害等級		第　級　号		＊支払		平成　年　月　日
＊特殊公務災害国際緊急援助活動特例災害		□該当　□非該当				

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　前

様式第12号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）

障害補償一時金申請書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償一時金（障害特別支給金／障害特別援護金／障害特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏名　㊞	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名 年　月　日生（　歳）	職名　□常勤 □常勤的非常勤	
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	治ゆ年月日　平成　年　月　日	
2	障害の部位及びその程度		
3	既存障害とその程度		
4	障害等級	第　級　号	
5	障害補償一時金請求金額	〔船員の場合〕 （平均給与額）（日数（ア））（平均給与額）（日数（イ）） 円×　×150/100＋（　円×　）＝　円	
6	障害特別支給金 障害特別援護金　申請金額等	障害特別支給金　円 障害特別援護金　円	傷病特別支給金の受給の有無　□有　□無
7	障害特別給付金申請金額の計算	〔船員の場合〕 （平均給与額）（日数（ア））（平均給与額）（日数（イ）） (A)｛　円×　×150/100＋（　円×　）｝×20/100＝　円 （日数（ア）） (B) 1,500,000円×―――/365＝　円	
8	障害特別給付金申請金額	円	

9 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊決定金額	一時金	法第30条の制限　□有　□無
		□普通預金　□当座預金				円
		口座番号			特別支給金	円
		預金名義者			特別援護金	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		特別給付金	円
	その他				合計	円
＊受理		平成　年　月　日		＊通知		平成　年　月　日
＊障害等級		第　級　号		＊支払		平成　年　月　日
＊特殊公務災害国際緊急援助活動特例災害		□該当　□非該当				

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　後	改　　正　　前
〔注意事項〕 1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償一時金、障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。 2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。 3　「3　既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。 4　「5　障害補償一時金請求金額」の欄の「（日数(ア)）」の項には、障害等級に応ずる法第29条第4項に掲げる日数を、「（日数(イ)）」の項には、障害等級に応ずる令第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。 5　「6　障害特別支給金 障害特別援護金 申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。 6　「7　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「（日数(ア)）」の項及び「（日数(イ)）」の項には、4の例により記入すること。なお、<u>令第1条職員</u>の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。 7　「8　障害特別給付金申請金額」の欄には、「7　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。 8　「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。 9　この請求書には、災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。 10　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。	〔注意事項〕 1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償一時金、障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。 2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。 3　「3　既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。 4　「5　障害補償一時金請求金額」の欄の「（日数(ア)）」の項には、障害等級に応ずる法第29条第4項に掲げる日数を、「（日数(イ)）」の項には、障害等級に応ずる令第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。 5　「6　障害特別支給金 障害特別援護金 申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。 6　「7　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「（日数(ア)）」の項及び「（日数(イ)）」の項には、4の例により記入すること。なお、<u>常勤的非常勤職員</u>の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。 7　「8　障害特別給付金申請金額」の欄には、「7　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。 8　「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。 9　この請求書には、災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。 10　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第13号の２

介　護　補　償　請　求　書

認定番号	
□ 新　規　　□ 継　続	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の介護補償を請求します。	請求年月日　平成　　年　　月　　日 請求者の住所 ふりがな 氏　　名　　㊞

1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏　　名 年　月　日生（　歳）	職　　名	□常　勤 □令第１条職員
		負傷又は発病の年月日	平成　年　月　日
2 傷病等級又は障害等級	□傷病等級（第　級　号） □障害等級（第　級　号）	3 年金証書の番号	第　　号
4 介護を要する状態の常時又は随時の別	□ 常時介護を要する状態　　□ 随時介護を要する状態		

5 請求金額等	請求対象年月	介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無	介護費用として支出した額	請求月額
	平成　年　月	□ ある　□ ない	円	円
	平成　年　月	□ ある　□ ない	円	円
	平成　年　月	□ ある　□ ない	円	円
	介護補償請求金額（請求月額の合計）			円

6 介護を受けた場所	□ 居宅　□ 病院・施設等（名称：　　） 入院・入所期間（平成　年　月　日～ 平成　年　月　日）

7 介護した者に従事	氏　　名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間
			平成　年　月　日～平成　年　月　日
			平成　年　月　日～平成　年　月　日
			平成　年　月　日～平成　年　月　日

8 送金希望の場合					
	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受　理	平成　年　月　日
		□ 普通預金　□ 当座預金		＊決定金額	円
		口座番号			
		預金名義者		＊通　知	平成　年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊支　払	平成　年　月　日
	その他				

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　前

様式第13号の２

介　護　補　償　請　求　書

認定番号	
□ 新　規　　□ 継　続	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の介護補償を請求します。	請求年月日　平成　　年　　月　　日 請求者の住所 ふりがな 氏　　名　　㊞

1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏　　名 年　月　日生（　歳）	職　　名	□常　勤 □常勤的非常勤
		負傷又は発病の年月日	平成　年　月　日
2 傷病等級又は障害等級	□傷病等級（第　級　号） □障害等級（第　級　号）	3 年金証書の番号	第　　号
4 介護を要する状態の常時又は随時の別	□ 常時介護を要する状態　　□ 随時介護を要する状態		

5 請求金額等	請求対象年月	介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無	介護費用として支出した額	請求月額
	平成　年　月	□ ある　□ ない	円	円
	平成　年　月	□ ある　□ ない	円	円
	平成　年　月	□ ある　□ ない	円	円
	介護補償請求金額（請求月額の合計）			円

6 介護を受けた場所	□ 居宅　□ 病院・施設等（名称：　　） 入院・入所期間（平成　年　月　日～ 平成　年　月　日）

7 介護した者に従事	氏　　名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間
			平成　年　月　日～平成　年　月　日
			平成　年　月　日～平成　年　月　日
			平成　年　月　日～平成　年　月　日

8 送金希望の場合					
	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受　理	平成　年　月　日
		□ 普通預金　□ 当座預金		＊決定金額	円
		口座番号			
		預金名義者		＊通　知	平成　年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊支　払	平成　年　月　日
	その他				

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　後

様式第14号

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

認定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の遺族補償年金（遺族特別支給金／遺族特別援護金／遺族特別給付金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者（代表者）の住所 ふりがな 氏　名　　㊞ 死亡職員との続柄

1 死亡職員に関する事項	所属団体名			所属部局名		
	氏　名　　年　月　日生（　歳）			職　名		□常勤 □常勤的非常勤
	負傷又は発病の年月日	平成　年　月　日		死亡年月日	平成　年　月　日	
2 請求の事由	□職員の死亡□先順位者の失権□胎児であった子の出生□先順位者の所在不明					
3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族	氏　名	生年月日	年齢	住　所	死亡職員との続柄	備　考
4 既に遺族補償を受けている者	氏　名	生年月日	年齢	住　所	死亡職員との続柄	備　考
5 遺族補償年金請求金額の計算	（平均給与額）円×（乗ずべき数）×1／（受給権者の数）＝　円					
6 遺族補償年金請求金額	□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合		□代表者を選任した場合		円	
7 他法年金の受給関係	□＿＿＿＿の被保険者であった。　□被保険者ではなかった。					
8 遺族特別支給金 遺族特別援護金 金額の計算 申請	遺族特別支給金 3,000,000円×1／（受給権者の数）＝　円			遺族特別援護金 円×1／（受給権者の数）＝　円		
9 遺族特別給付金 申請金額の計算	(A)（平均給与額）円×（乗ずべき数）×20／100×1／（受給権者の数）＝　円					
	(B) 1,500,000円×（乗ずべき数）／365×1／（受給権者の数）＝　円					
10 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 申請金額	□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 □代表者を選任した場合			遺族特別支給金　円 遺族特別援護金　円 遺族特別給付金　円		

11 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊年金決定年額	□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 □代表者を選任した場合		円
		□普通預金　□当座預金		＊特別支給金決定金額			円
				＊特別援護金決定金額			円
		口座番号		＊特別給付金決定年額			円
		預金名義者		＊通　知	平成　年　月　日		
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊年金証書の番号	第　号		
	その他			＊年金・特別給付金支給開始年月	平成　年　月		
＊受　理	平成　年　月　日			＊特別支給金・特別援護金の支給	平成　年　月　日		

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　前

様式第14号

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

認定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の遺族補償年金（遺族特別支給金／遺族特別援護金／遺族特別給付金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者（代表者）の住所 ふりがな 氏　名　　㊞ 死亡職員との続柄

1 死亡職員に関する事項	所属団体名			所属部局名		
	氏　名　　年　月　日生（　歳）			職　名		□常勤 □常勤的非常勤
	負傷又は発病の年月日	平成　年　月　日		死亡年月日	平成　年　月　日	
2 請求の事由	□職員の死亡□先順位者の失権□胎児であった子の出生□先順位者の所在不明					
3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族	氏　名	生年月日	年齢	住　所	死亡職員との続柄	備　考
4 既に遺族補償を受けている者	氏　名	生年月日	年齢	住　所	死亡職員との続柄	備　考
5 遺族補償年金請求金額の計算	（平均給与額）円×（乗ずべき数）×1／（受給権者の数）＝　円					
6 遺族補償年金請求金額	□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合		□代表者を選任した場合		円	
7 国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係	□＿＿＿＿の被保険者であった。　□被保険者ではなかった。					
8 遺族特別支給金 遺族特別援護金 金額の計算 申請	遺族特別支給金 3,000,000円×1／（受給権者の数）＝　円			遺族特別援護金 円×1／（受給権者の数）＝　円		
9 遺族特別給付金 申請金額の計算	(A)（平均給与額）円×（乗ずべき数）×20／100×1／（受給権者の数）＝　円					
	(B) 1,500,000円×（乗ずべき数）／365×1／（受給権者の数）＝　円					
10 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 申請金額	□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 □代表者を選任した場合			遺族特別支給金　円 遺族特別援護金　円 遺族特別給付金　円		

11 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊年金決定年額	□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 □代表者を選任した場合		円
		□普通預金　□当座預金		＊特別支給金決定金額			円
				＊特別援護金決定金額			円
		口座番号		＊特別給付金決定年額			円
		預金名義者		＊通　知	平成　年　月　日		
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊年金証書の番号	第　号		
	その他			＊年金・特別給付金支給開始年月	平成　年　月		
＊受　理	平成　年　月　日			＊特別支給金・特別援護金の支給	平成　年　月　日		

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　後

〔注意事項〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

2　「３　請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㋷、その者が代表者であるときは㋑、その者が規則第29条に定める障害の状態にあるときは㋺、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㋩と明記すること。

3　「４　既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「２　請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。

4　「６　遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が１人の場合又は代表者を選任しない場合には、「５　遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。

5　「７　他法年金の受給関係」の欄には、死亡職員又は請求者が遺族補償年金と同一の事由により令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□　＿＿＿の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

6　「９　遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、令第１条職員にあっては別に定めるところによること。

「　　遺族特別支給金

7　10　遺族特別援護金申請金額　の欄の遺族特別支給金の額の項、遺族特別援護金の額の項及び遺族特別給付金　　」

族特別給付金の額の項には、代表者を選任した場合には、「８　遺族特別支給金／遺族特別援護金　申請金額の計算」の欄及び「９　遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの額（遺族特別給付金の額については、(A)の額又は(A)の額が(B)の額を超える場合は(B)の額）に受給権者の数を乗じて得た額を記入すること。

8　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

9　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

(1)　職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(2)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書

(3)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(4)　請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(5)　請求者が妻１人で、規則第29条に定める障害の状態にあるとき（55歳以上の場合を除く。）は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類

(6)　請求者（前号を除く。）又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第29条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類

(7)　請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

(8)　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類

(9)　請求者が２人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

10　この申請書には、申請者が２人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、９の(9)に掲げる書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。

11　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

〔注意事項〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

2　「３　請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㋷、その者が代表者であるときは㋑、その者が規則第29条に定める障害の状態にあるときは㋺、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㋩と明記すること。

3　「４　既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「２　請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。

4　「６　遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が１人の場合又は代表者を選任しない場合には、「５　遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。

5　「７　国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係」の欄には、死亡職員又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第５条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第３条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第１条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「□　＿＿＿の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由により次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

(1)　国民年金等改正法附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(2)　国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(3)　国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

(4)　厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第１項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

(5)　厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

(6)　国民年金法の寡婦年金

6　「９　遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、常勤的非常勤職員にあっては別に定めるところによること。

「　　遺族特別支給金

7　10　遺族特別援護金申請金額　の欄の遺族特別支給金の額の項、遺族特別援護金の額の項及び遺族特別給付金　　」

族特別給付金の額の項には、代表者を選任した場合には、「８　遺族特別支給金／遺族特別援護金　申請金額の計算」の欄及び「９　遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの額（遺族特別給付金の額については、(A)の額又は(A)の額が(B)の額を超える場合は(B)の額）に受給権者の数を乗じて得た額を記入すること。

8　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

9　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

(1)　職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(2)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書

(3)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(4)　請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(5)　請求者が妻１人で、規則第29条に定める障害の状態にあるとき（55歳以上の場合を除く。）は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類

(6)　請求者（前号を除く。）又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第29条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類

(7)　請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

(8)　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類

(9)　請求者が２人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

10　この申請書には、申請者が２人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、９の(9)に掲げる書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。

11　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第15号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

整定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿

下記の遺族補償年金（遺族特別支給金／遺族特別援護金／遺族特別給付金）を請求（申請）します。

請求（申請）年月日　平成　年　月　日

請求（申請）者（代表者）の住所

ふりがな

氏　名　　㊞

死亡職員との続柄

1 死亡職員に関する事項	所属団体名	氏名　年　月　日生（　歳）	所属部局名 職名　□常勤　□全第1条職員
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日		死亡年月日　平成　年　月　日

2　請求の事由　□職員の死亡□先順位者の失権□胎児であった子の出生□先順位者の所在不明

3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族	氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員との続柄	備考

4 既に遺族補償年金を受けている者	氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員との続柄	備考

5　遺族補償年金請求金額の計算

（平均給与額）円×　（乗ずべき数）×$\frac{150}{100}$×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

6　遺族補償年金請求金額　□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合　□代表者を選任した場合　円

7　他法年金の受給関係　□＿＿＿＿＿の被保険者であった。　□被保険者ではなかった。

8　遺族特別支給金　遺族特別援護金　申請金額の計算

遺族特別支給金　3,000,000円×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

遺族特別援護金　円×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

9　遺族特別給付金　申請金額の計算

(A)　（平均給与額）円×　（乗ずべき数）×$\frac{150}{100}$×$\frac{20}{100}$×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

(B)　1,500,000円×$\frac{（乗ずべき数）}{365}$×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

10　遺族特別支給金　遺族特別援護金　遺族特別給付金　申請金額

□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合　□代表者を選任した場合

遺族特別支給金　円
遺族特別援護金　円
遺族特別給付金　円

11 送金希望の場合						
	振込み	振込先金融機関名　銀行　支店	＊年金決定年額	□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 □代表者を選任した場合	円
		□普通預金　□当座預金	＊特別支給金決定金額		円
			＊特別援護金決定金額		円
		口座番号	＊特別給付金決定年額		円
		預金名義者	＊通知	平成　年　月　日	
	送金小切手	受取先金融機関名　銀行　支店	＊年金証書の番号	第　号	
	その他		＊年金・特別給付金支給開始年月	平成　年　月	
＊受理		平成　年　月　日	＊特別支給金・特別援護金の支払	平成　年　月　日	
＊特特公務災害・国際緊急援助活動特例災害		□該当　□非該当			

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　前

様式第15号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

整定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿

下記の遺族補償年金（遺族特別支給金／遺族特別援護金／遺族特別給付金）を請求（申請）します。

請求（申請）年月日　平成　年　月　日

請求（申請）者（代表者）の住所

ふりがな

氏　名　　㊞

死亡職員との続柄

1 死亡職員に関する事項	所属団体名	氏名　年　月　日生（　歳）	所属部局名 職名　□常勤　□常勤的非常勤
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日		死亡年月日　平成　年　月　日

2　請求の事由　□職員の死亡□先順位者の失権□胎児であった子の出生□先順位者の所在不明

3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族	氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員との続柄	備考

4 既に遺族補償年金を受けている者	氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員との続柄	備考

5　遺族補償年金請求金額の計算

（平均給与額）円×　（乗ずべき数）×$\frac{150}{100}$×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

6　遺族補償年金請求金額　□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合　□代表者を選任した場合　円

7　国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係　□＿＿＿＿＿の被保険者であった。　□被保険者ではなかった。

8　遺族特別支給金　遺族特別援護金　申請金額の計算

遺族特別支給金　3,000,000円×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

遺族特別援護金　円×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

9　遺族特別給付金　申請金額の計算

(A)　（平均給与額）円×　（乗ずべき数）×$\frac{150}{100}$×$\frac{20}{100}$×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

(B)　1,500,000円×$\frac{（乗ずべき数）}{365}$×$\frac{1}{（受給権者の数）}$＝　円

10　遺族特別支給金　遺族特別援護金　遺族特別給付金　申請金額

□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合　□代表者を選任した場合

遺族特別支給金　円
遺族特別援護金　円
遺族特別給付金　円

11 送金希望の場合						
	振込み	振込先金融機関名　銀行　支店	＊年金決定年額	□受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 □代表者を選任した場合	円
		□普通預金　□当座預金	＊特別支給金決定金額		円
			＊特別援護金決定金額		円
		口座番号	＊特別給付金決定年額		円
		預金名義者	＊通知	平成　年　月　日	
	送金小切手	受取先金融機関名　銀行　支店	＊年金証書の番号	第　号	
	その他		＊年金・特別給付金支給開始年月	平成　年　月	
＊受理		平成　年　月　日	＊特別支給金・特別援護金の支払	平成　年　月　日	
＊特特公務災害・国際緊急援助活動特例災害		□該当　□非該当			

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　後

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による遺族補償年金、遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

3　「3　請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊟、その者が代表者であるときは㊞代、その者が規則第29条に定める障害の状態にあるときは㊟、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊞と明記すること。

4　「4　既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2　請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。

5　「6　遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が１人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5　遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。

6　「7　他法年金の受給関係」の欄には、死亡職員又は請求者が遺族補償年金と同一の事由により令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□＿＿＿＿の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

7　「9　遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、令第１条職員にあっては別に定めるところによること。

「　遺族特別支給金

8　10　遺族特別援護金申請金額　の欄の遺族特別支給金の額の項、遺族特別援護金の額の項及び遺族特別給付金　」

遺族特別給付金の額の項には、代表者を選任した場合には、「8　遺族特別支給金／遺族特別援護金　申請金額の計算」の欄及び「9　遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの額（遺族特別給付金の額については、(A)の額又は(A)の額が(B)の額を超える場合は(B)の額）に受給権者の数を乗じて得た額を記入すること。

9　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

10　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)、(8)及び(10)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

(1)　職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務上の事由により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(2)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書

(3)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(4)　請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(5)　請求者が妻１人で、規則第29条に定める障害の状態にあるとき（55歳以上の場合を除く。）は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類

(6)　請求者（前号を除く。）又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第29条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類

(7)　請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

(8)　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類

(9)　請求者が２人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

(10)　災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類

11　この申請書には、申請者が２人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、10の(9)に掲げる書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。

12　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による遺族補償年金、遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

3　「3　請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊟、その者が代表者であるときは㊞代、その者が規則第29条に定める障害の状態にあるときは㊟、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊞と明記すること。

4　「4　既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2　請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。

5　「6　遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が１人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5　遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。

6　「7　国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係」の欄には、死亡職員又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第５条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第３条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第１条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「□＿＿＿＿の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由により次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

(1)　国民年金等改正法附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(2)　国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(3)　国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

(4)　厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第１項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

(5)　厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

(6)　国民年金法の寡婦年金

7　「9　遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、常勤的非常勤職員にあっては別に定めるところによること。

「　遺族特別支給金

8　10　遺族特別援護金申請金額　の欄の遺族特別支給金の額の項、遺族特別援護金の額の項及び遺族特別給付金　」

遺族特別給付金の額の項には、代表者を選任した場合には、「8　遺族特別支給金／遺族特別援護金　申請金額の計算」の欄及び「9　遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの額（遺族特別給付金の額については、(A)の額又は(A)の額が(B)の額を超える場合は(B)の額）に受給権者の数を乗じて得た額を記入すること。

9　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

10　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)、(8)及び(10)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

(1)　職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務上の事由により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(2)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書

(3)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(4)　請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(5)　請求者が妻１人で、規則第29条に定める障害の状態にあるとき（55歳以上の場合を除く。）は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類

(6)　請求者（前号を除く。）又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第29条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類

(7)　請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

(8)　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類

(9)　請求者が２人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

(10)　災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類

11　この申請書には、申請者が２人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、10の(9)に掲げる書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。

12　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第16号

障害補償年金差額一時金請求書
障害差額特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　　年　　月　　日 請求（申請）者の住所 氏名（ふりがな）　　㊞ 死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係	
1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　　年　　月　　日生（　歳）	年金証書の番号　第　　号	
	死亡年月日　平成　　年　　月　　日	職名	□常勤 □令第1条職員
	死亡時の障害等級　第　　級	既存障害とその程度	

2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）請求（申請）額の計算

障害補償年金（障害特別給付金）が支給されていた場合

支給月の属する年度	総務大臣が定める率(A)	障害補償年金		障害特別給付金	
		支給された年金額(B)	(B)×(A)	支給された給付金額(C)	(C)×(A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			円(D)		円(E)

障害補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F)×(G)
年　　月　　日	円		円(H)

支給された障害補償年金等の合計　(D)＋(H)	円(I)
受給権者（支給を受ける者）の氏名	死亡職員との続柄又は関係

〔注意事項〕別紙参照。

改　　正　　前

様式第16号

障害補償年金差額一時金請求書
障害差額特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　　年　　月　　日 請求（申請）者の住所 氏名（ふりがな）　　㊞ 死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係	
1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　　年　　月　　日生（　歳）	年金証書の番号　第　　号	
	死亡年月日　平成　　年　　月　　日	職名	□常勤 □常勤的非常勤
	死亡時の障害等級　第　　級	既存障害とその程度	

2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）請求（申請）額の計算

障害補償年金（障害特別給付金）が支給されていた場合

支給月の属する年度	総務大臣が定める率(A)	障害補償年金		障害特別給付金	
		支給された年金額(B)	(B)×(A)	支給された給付金額(C)	(C)×(A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			円(D)		円(E)

障害補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F)×(G)
年　　月　　日	円		円(H)

支給された障害補償年金等の合計　(D)＋(H)	円(I)
受給権者（支給を受ける者）の氏名	死亡職員との続柄又は関係

〔注意事項〕別紙参照。

改　　正　　後

障害補償年金差額一時金請求書

〔注意事項〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

2　「1　死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の「既存障害とその程度」の欄には、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

3　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法施行規則附則第３条の２の規定により総務大臣が定める率を記入すること。

4　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「死亡職員との続柄又は関係」の欄には、その者が請求（申請）者であるときは㊞、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは㊞と、併せて記入すること。

5　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害補償年金差額一時金の額）」及び「（障害差額特別給付金の額）」の欄の「（乗ずべき数(ｱ)）」の項には、障害等級に応ずる法附則第５条の２第１項の表の下欄に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「（乗ずべき数(ｲ)）」の項には、障害等級に応ずる令附則第１条の３各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数をそれぞれ記入すること。

6　令第１条職員の場合の「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の記入については、別に定めるところによること。

7　「4　障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には、(b)の金額）を記入すること。

8　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

9　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、他の補償の請求に関し、すでに提出されている書類又はその写しについては、添付の必要はないこと。

(1) 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し

(2) 請求者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書

(3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(4) 請求者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類

(5) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類

(6) 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその任命権者（地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類

10　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

障害補償年金差額一時金請求書

〔注意事項〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

2　「1　死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の「既存障害とその程度」の欄には、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

3　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法施行規則附則第３条の２の規定により総務大臣が定める率を記入すること。

4　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「死亡職員との続柄又は関係」の欄には、その者が請求（申請）者であるときは㊞、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは㊞と、併せて記入すること。

5　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害補償年金差額一時金の額）」及び「（障害差額特別給付金の額）」の欄の「（乗ずべき数(ｱ)）」の項には、障害等級に応ずる法附則第５条の２第１項の表の下欄に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「（乗ずべき数(ｲ)）」の項には、障害等級に応ずる令附則第１条の３各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数をそれぞれ記入すること。

6　常勤的非常勤職員の場合の「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の記入については、別に定めるところによること。

7　「4　障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には、(b)の金額）を記入すること。

8　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

9　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、他の補償の請求に関し、すでに提出されている書類又はその写しについては、添付の必要はないこと。

(1) 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し

(2) 請求者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書

(3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(4) 請求者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類

(5) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類

(6) 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその任命権者（地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類

10　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第17号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）　障害補償年金差額一時金請求書
障害差額特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏名　㊞ 死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係	
1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　年　月　日生（　歳）	年金証書の番号　第　号	
	死亡年月日　平成　年　月　日	職名	□常勤 □令第1条職員
	死亡時の障害等級　第　級	既存障害とその程度	

2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）請求（申請）額の計算

障害補償年金（障害特別給付金）が支給されていた場合

支給月の属する年度	総務大臣が定める率(A)	障害補償年金		障害特別給付金	
		支給された年金額(B)	(B)×(A)	支給された給付金額(C)	(C)×(A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			円(D)		円(E)

障害補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F)×(G)
年　月　日	円		円(H)

支給された障害補償年金等の合計　(D)＋(H)	円(I)
受給権者（支給を受ける者）の氏名	死亡職員との続柄又は関係

〔注意事項〕別紙参照。

改　　正　　前

様式第17号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）　障害補償年金差額一時金請求書
障害差額特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏名　㊞ 死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係	
1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　年　月　日生（　歳）	年金証書の番号　第　号	
	死亡年月日　平成　年　月　日	職名	□常勤 □常勤的非常勤
	死亡時の障害等級　第　級	既存障害とその程度	

2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）請求（申請）額の計算

障害補償年金（障害特別給付金）が支給されていた場合

支給月の属する年度	総務大臣が定める率(A)	障害補償年金		障害特別給付金	
		支給された年金額(B)	(B)×(A)	支給された給付金額(C)	(C)×(A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			円(D)		円(E)

障害補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F)×(G)
年　月　日	円		円(H)

支給された障害補償年金等の合計　(D)＋(H)	円(I)
受給権者（支給を受ける者）の氏名	死亡職員との続柄又は関係

〔注意事項〕別紙参照。

改　　正　　後

障害補償年金差額一時金請求書（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害）

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償年金差額一時金、障害差額特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

3　「1　死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の「既存障害とその程度」の欄には、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

4　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法施行規則附則第３条の２の規定により総務大臣が定める率を記入すること。

5　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「死亡職員との続柄又は関係」の欄には、その者が請求（申請）者であるときは㊙、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは㊙と、併せて記入すること。

6　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害補償年金差額一時金の額）」及び「（障害差額特別給付金の額）」の欄の「（乗ずべき数(ｱ)）」の項には、障害等級に応ずる法附則第５条の２第１項の表の下欄に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「（乗ずべき数(ｲ)）」の項には、障害等級に応ずる令附則第１条の３各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数をそれぞれ記入すること。

7　令第１条職員の場合の「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の記入については、別に定めるところによること。

8　「4　障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には、(b)の金額）を記入すること。

9　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

10　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、他の補償の請求に関し、すでに提出されている書類又はその写しについては、添付の必要はないこと。

(1) 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し

(2) 請求者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書

(3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(4) 請求者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類

(5) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類

(6) 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその任命権者（地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類

11　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

障害補償年金差額一時金請求書（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害）

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償年金差額一時金、障害差額特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

3　「1　死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の「既存障害とその程度」の欄には、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

4　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法施行規則附則第３条の２の規定により総務大臣が定める率を記入すること。

5　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「死亡職員との続柄又は関係」の欄には、その者が請求（申請）者であるときは㊙、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは㊙と、併せて記入すること。

6　「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害補償年金差額一時金の額）」及び「（障害差額特別給付金の額）」の欄の「（乗ずべき数(ｱ)）」の項には、障害等級に応ずる法附則第５条の２第１項の表の下欄に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「（乗ずべき数(ｲ)）」の項には、障害等級に応ずる令附則第１条の３各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数をそれぞれ記入すること。

7　常勤的非常勤職員の場合の「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の記入については、別に定めるところによること。

8　「4　障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2　障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には、(b)の金額）を記入すること。

9　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

10　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、他の補償の請求に関し、すでに提出されている書類又はその写しについては、添付の必要はないこと。

(1) 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し

(2) 請求者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書

(3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(4) 請求者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類

(5) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類

(6) 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその任命権者（地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類

11　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第23号

遺族補償一時金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の遺族補償一時金（遺族特別支給金／遺族特別援護金／遺族特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏名　　印 死亡職員との続柄又は関係	
1 死亡した職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　　年　月　日生（　歳）	職名	□常勤 □会第1条職員
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	死亡年月日　平成　年　月　日	

2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）額の計算

遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合

年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計
	第　号	円	円
	第　号	円	円
	第　号	円	円
計		円	円

支給月の属する年度	総務大臣が定める率(A)	遺族補償年金		遺族特別給付金	
		支給された年金額(B)	(B)×(A)	支給された給付金額(C)	(C)×(A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			円(D)		円(E)

遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F)×(G)
年　月　日	円		円(H)

支給された遺族補償年金等の合計　(D)＋(H)　円(I)

受給権者（支給を受ける者）の氏名	生年月日	死亡職員との続柄又は関係
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

改　　正　　前

様式第23号

遺族補償一時金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の遺族補償一時金（遺族特別支給金／遺族特別援護金／遺族特別給付金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏名　　印 死亡職員との続柄又は関係	
1 死亡した職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　　年　月　日生（　歳）	職名	□常勤 □常勤的非常勤
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	死亡年月日　平成　年　月　日	

2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）額の計算

遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合

年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計
	第　号	円	円
	第　号	円	円
	第　号	円	円
計		円	円

支給月の属する年度	総務大臣が定める率(A)	遺族補償年金		遺族特別給付金	
		支給された年金額(B)	(B)×(A)	支給された給付金額(C)	(C)×(A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			円(D)		円(E)

遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F)×(G)
年　月　日	円		円(H)

支給された遺族補償年金等の合計　(D)＋(H)　円(I)

受給権者（支給を受ける者）の氏名	生年月日	死亡職員との続柄又は関係
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

改　　正　　後

遺族補償一時金請求書

〔注意事項〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

2　「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の項には、すべての受給権者について記入すること。

3　「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合」の項には、この請求（申請）書提出前に当該補償（遺族特別給付金の支給）の事由となった職員の死亡に係る遺族補償年金（遺族特別給付金）の支給が行われていた場合にのみ記入すること。

4　「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」　又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法第36条第２項の規定により総務大臣が定める率を記入すること。

5　「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族補償一時金の額）」及び「（遺族特別給付金の額）」の欄の「（乗ずべき数(ア)）」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第２条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数又は令附則第２条の２に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「（乗ずべき数(イ)）」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第２条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、それぞれ記入すること。

6　「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）額の計算」の欄中、「（遺族特別給付金の額）」の欄の記入については、令第１条職員にあっては別に定めるところによること。

7　「4　遺族特別支給金／遺族特別援護金　申請金額」の欄の「遺族特別支給金」及び「遺族特別援護金」の項中「（総額）」の箇所には、規程第29条の７第２項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するもの及び規程第29条の９第２項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するものをそれぞれ記入すること。

8　「5　遺族特別給付金申請金額」の欄には、「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族特別給付金の額）」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には(b)の金額）を記入すること。

9　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

10　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について、公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているとき又は遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

(1)　職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(2)　請求者と死亡職員との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書

(3)　請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(4)　職員の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類

(5)　請求者が死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹であるときは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(6)　請求者が配偶者並びに死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹以外の者で、主として死亡職員の収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(7)　請求者が、死亡職員の遺言又はその任命権者（地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類

(8)　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類

11　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

遺族補償一時金請求書

〔注意事項〕

1　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

2　「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の項には、すべての受給権者について記入すること。

3　「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合」の項には、この請求（申請）書提出前に当該補償（遺族特別給付金の支給）の事由となった職員の死亡に係る遺族補償年金（遺族特別給付金）の支給が行われていた場合にのみ記入すること。

4　「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」　又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法第36条第２項の規定により総務大臣が定める率を記入すること。

5　「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族補償一時金の額）」及び「（遺族特別給付金の額）」の欄の「（乗ずべき数(ア)）」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第２条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数又は令附則第２条の２に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「（乗ずべき数(イ)）」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第２条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、それぞれ記入すること。

6　「4　遺族特別支給金／遺族特別援護金　申請金額」の欄の「遺族特別支給金」及び「遺族特別援護金」の項中「（総額）」の箇所には、規程第29条の７第２項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するもの及び規程第29条の９第２項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するものをそれぞれ記入すること。

7　「5　遺族特別給付金申請金額」の欄には、「2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族特別給付金の額）」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には(b)の金額）を記入すること。

8　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

9　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について、公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているとき又は遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

(1)　職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(2)　請求者と死亡職員との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書

(3)　請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(4)　職員の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類

(5)　請求者が死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹であるときは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(6)　請求者が配偶者並びに死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹以外の者で、主として死亡職員の収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(7)　請求者が、死亡職員の遺言又はその任命権者（地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類

(8)　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類

10　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第24号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）

遺族補償一時金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

認定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の遺族補償一時金（遺族特別支給金／遺族特別援護金／遺族特別給付金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏名　　印 死亡職員との続柄又は関係

1 死亡する職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　年　月　日生（　歳）	職名	□常勤 □令第1条職員
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	死亡年月日　平成　年　月　日	

2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）額の計算

遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合

年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計
	第　号	円	円
	第　号	円	円
	第　号	円	円
計		円	円

支給月の属する年度	総務大臣が定める率(A)	遺族補償年金 支給された年金額(B)	遺族補償年金 (B)×(A)	遺族特別給付金 支給された給付金額(C)	遺族特別給付金 (C)×(A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			円(D)		円(E)

遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額 (F)	総務大臣が定める率(G)	(F)×(G)
年　月　日	円		円(H)

支給された遺族補償年金等の合計　(D)＋(H)　円(I)

受給権者（支給を受ける者）の氏名	生年月日	死亡職員との続柄又は関係
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〔注意事項〕別紙参照。

改　　正　　前

様式第24号

（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係）

遺族補償一時金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

認定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の遺族補償一時金（遺族特別支給金／遺族特別援護金／遺族特別給付金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日　平成　年　月　日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏名　　印 死亡職員との続柄又は関係

1 死亡する職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　年　月　日生（　歳）	職名	□常勤 □常勤的非常勤
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	死亡年月日　平成　年　月　日	

2　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）額の計算

遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合

年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計
	第　号	円	円
	第　号	円	円
	第　号	円	円
計		円	円

支給月の属する年度	総務大臣が定める率(A)	遺族補償年金 支給された年金額(B)	遺族補償年金 (B)×(A)	遺族特別給付金 支給された給付金額(C)	遺族特別給付金 (C)×(A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			円(D)		円(E)

遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額 (F)	総務大臣が定める率(G)	(F)×(G)
年　月　日	円		円(H)

支給された遺族補償年金等の合計　(D)＋(H)　円(I)

受給権者（支給を受ける者）の氏名	生年月日	死亡職員との続柄又は関係
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〔注意事項〕別紙参照。

改　　正　　後

遺族補償一時金請求書（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害）

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による遺族補償一時金、遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

3　「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の項には、すべての受給権者について記入すること。

4　「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合」の項には、この請求（申請）書提出前に当該補償（遺族特別給付金の支給）の事由となった職員の死亡に係る遺族補償年金（遺族特別給付金）の支給が行われていた場合にのみ記入すること。

5　「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」　又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法第36条第２項の規定により総務大臣が定める率を記入すること。

6　「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族補償一時金の額）」及び「（遺族特別給付金の額）」の欄の「（乗ずべき数(ア)）」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第２条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数又は令附則第２条の２に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「（乗ずべき数(イ)）」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第２条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、それぞれ記入すること。

7　「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）額の計算」の欄中、「（遺族特別給付金の額）」の欄の記入については、令第１条職員にあっては別に定めるところによること。

8　「４　遺族特別支給金／遺族特別援護金　申請金額」の欄の「遺族特別支給金」及び「遺族特別援護金」の項中「（総額）」の箇所には、規程第29条の７第２項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するもの及び規程第29条の９第２項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するものをそれぞれ記入すること。

9　「５　遺族特別給付金申請金額」の欄には、「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族特別給付金の額）」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には(b)の金額）を記入すること。

10　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

11　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について、公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(8)及び(9)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

(1)　職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(2)　請求者と死亡職員との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書

(3)　請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(4)　職員の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類

(5)　請求者が死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹であるときは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(6)　請求者が配偶者並びに死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹以外の者で、主として死亡職員の収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(7)　請求者が、死亡職員の遺言又はその任命権者（地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類

(8)　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類

(9)　災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類

12　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

遺族補償一時金請求書（特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害）

〔注意事項〕

1　この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による遺族補償一時金、遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。

2　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。

3　「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の項には、すべての受給権者について記入すること。

4　「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合」の項には、この請求（申請）書提出前に当該補償（遺族特別給付金の支給）の事由となった職員の死亡に係る遺族補償年金（遺族特別給付金）の支給が行われていた場合にのみ記入すること。

5　「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」　又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法第36条第２項の規定により総務大臣が定める率を記入すること。

6　「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族補償一時金の額）」及び「（遺族特別給付金の額）」の欄の「（乗ずべき数(ア)）」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第２条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数又は令附則第２条の２に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「（乗ずべき数(イ)）」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第２条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、それぞれ記入すること。

7　「４　遺族特別支給金／遺族特別援護金　申請金額」の欄の「遺族特別支給金」及び「遺族特別援護金」の項中「（総額）」の箇所には、規程第29条の７第２項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するもの及び規程第29条の９第２項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するものをそれぞれ記入すること。

8　「５　遺族特別給付金申請金額」の欄には、「２　遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族特別給付金の額）」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には(b)の金額）を記入すること。

9　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

10　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について、公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(8)及び(9)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

(1)　職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(2)　請求者と死亡職員との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書

(3)　請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(4)　職員の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類

(5)　請求者が死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹であるときは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(6)　請求者が配偶者並びに死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹以外の者で、主として死亡職員の収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(7)　請求者が、死亡職員の遺言又はその任命権者（地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類

(8)　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類

(9)　災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類

11　「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第25号

葬　祭　補　償　請　求　書　　1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 請求者の住所 氏名（ふりがな）　㊞ 死亡職員との続柄又は関係	
1 死亡職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　年　月　日生（　歳）	職名	□常勤 □全第1号職員
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	死亡年月日　平成　年　月　日	
2 葬祭補償金額の計算	(A)　（平均給与額） 円＋　円×30＝　円		
	(B)　（平均給与額） 円×60＝　円		
	(C) (A)、(B)のうち高い金額　□（A）　□（B）		
3 葬祭補償請求金額			

4 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受理	平成　年　月　日
		□普通預金　□当座預金		＊決定金額	円
		口座番号			
		預金名義者		＊通知	平成　年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊支払	平成　年　月　日
	その他				

〔注意事項〕
1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
2　「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、この請求書と同時に遺族補償の請求書を併せて提出する場合は、記入する必要はないこと。
3　「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

様式第25号

葬　祭　補　償　請　求　書　　1号紙

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日　平成　年　月　日 請求者の住所 氏名（ふりがな）　㊞ 死亡職員との続柄又は関係	
1 死亡職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名　年　月　日生（　歳）	職名	□常勤 □常勤的非常勤
	負傷又は発病の年月日　平成　年　月　日	死亡年月日　平成　年　月　日	
2 葬祭補償金額の計算	(A)　（平均給与額） 円＋　円×30＝　円		
	(B)　（平均給与額） 円×60＝　円		
	(C) (A)、(B)のうち高い金額　□（A）　□（B）		
3 葬祭補償請求金額			

4 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受理	平成　年　月　日
		□普通預金　□当座預金		＊決定金額	円
		口座番号			
		預金名義者		＊通知	平成　年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	＊支払	平成　年　月　日
	その他				

〔注意事項〕
1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
2　「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、この請求書と同時に遺族補償の請求書を併せて提出する場合は、記入する必要はないこと。
3　「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第39号

障害の現状報告書（傷病補償年金）

認定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿

障害の現状について下記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

報告者の住所

ふりがな
氏　　名　　㊞

1	年金証書の番号	第　　号
2	傷病補償年金の支給開始年月	平成　　年　　月
3	傷病等級	第　　級
4	障害の状況	
5	日常生活の概要	
6	他法年金の受給関係	

年金の種類	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等

＊□支給　□支給停止（免責）

〔注意事項〕
1　この報告書は、傷病補償年金の受給権者が提出すること。
2　報告者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
3　「4　障害の状況」の欄には、最近1年間について記入すること。
4　「5　日常生活の概要」の欄には、最近1年間について記入すること。また、この間に、所属団体を退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。
5　「年金の種類」の欄には、受給権者が傷病補償年金と同一の事由により受給する令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。
6　「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

様式第39号

障害の現状報告書（傷病補償年金）

認定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿

障害の現状について下記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

報告者の住所

ふりがな
氏　　名　　㊞

1	年金証書の番号	第　　号
2	傷病補償年金の支給開始年月	平成　　年　　月
3	傷病等級	第　　級
4	障害の状況	
5	日常生活の概要	
6	国民年金の受給関係	

当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
□旧国民年金法の障害年金	円	昭和 平成　　年　　月
	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等

＊□支給　□支給停止（免責）

〔注意事項〕
1　この報告書は、傷病補償年金の受給権者が提出すること。
2　報告者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
3　「4　障害の状況」の欄には、最近1年間について記入すること。
4　「5　日常生活の概要」の欄には、最近1年間について記入すること。また、この間に、所属団体を退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。
5　「旧国民年金法の障害年金」とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいうものであること。
6　「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第40号

障害の現状報告書（障害補償年金）

認定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿

障害の現状について下記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

報告者の住所

ふりがな
氏　　名　　㊞

1　年金証書の番号	第　　号
2　治ゆ年月日	平成　　年　　月
3　障害等級	第　　級

4　障害の状況

5　日常生活の概要

6　他法年金の受給関係

年金の種類	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等

＊□支給　□支給停止（免責）

〔注意事項〕
1　この報告書は、障害補償年金の受給権者が提出すること。
2　報告者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
3　「4　障害の状況」の欄には、最近1年間について記入すること。
4　「5　日常生活の概要」の欄には、最近1年間について記入すること。また、この間に、所属団体を退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。
5　「年金の種類」の欄には、受給権者が障害補償年金と同一の事由により受給する令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。
6　「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

様式第40号

障害の現状報告書（障害補償年金）

認定番号	

地方公務員災害補償基金　　支部長　殿

障害の現状について下記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

報告者の住所

ふりがな
氏　　名　　㊞

1　年金証書の番号	第　　号
2　治ゆ年月日	平成　　年　　月
3　障害等級	第　　級

4　障害の状況

5　日常生活の概要

6　国民年金の受給関係

当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
□旧国民年金法の障害年金	円	昭和 平成　　年　　月
	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等

＊□支給　□支給停止（免責）

〔注意事項〕
1　この報告書は、障害補償年金の受給権者が提出すること。
2　報告者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
3　「4　障害の状況」の欄には、最近1年間について記入すること。
4　「5　日常生活の概要」の欄には、最近1年間について記入すること。また、この間に、所属団体を退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。
5　「旧国民年金法の障害年金」とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいうものであること。
6　「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第41号

遺族の現状報告書

認定番号	

地方公務員災害補償基金＿＿＿支部長　殿

遺族の現状について下記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

報告者(代表者)の年金証書の番号　第　　号

報告者の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

1	死亡職員の氏名	(死亡年月日　平成　　年　　月　　日)

2　受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族

氏　　名	生年月日	住　　所	死亡職員との続柄	障害の有無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無

3　他法年金の受給関係

年金の種類	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等

＊□支給　□支給停止　(□免責　□特例遺族　□遺族補償年金前払一時金　□所在不明)

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　前

様式第41号

遺族の現状報告書

認定番号	

地方公務員災害補償基金＿＿＿支部長　殿

遺族の現状について下記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

報告者(代表者)の年金証書の番号　第　　号

報告者の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

1	死亡職員の氏名	(死亡年月日　平成　　年　　月　　日)

2　受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族

氏　　名	生年月日	住　　所	死亡職員との続柄	障害の有無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無

3　国民年金・厚生年金保険等の受給関係

当該死亡に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
□旧船員保険法の遺族年金 □旧厚生年金保険法の遺族年金 □旧国民年金法の □母子年金　□準母子年金 □遺児年金　□寡婦年金 □厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金 □厚生年金保険法の遺族厚生年金 □国民年金法の寡婦年金	円	昭和 年　月 平成
	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等

＊□支給　□支給停止　(□免責　□特例遺族　□遺族補償年金前払一時金　□所在不明)

〔注意事項〕裏面参照。

改　　正　　後

〔注意事項〕

1　この報告書は、遺族補償年金の受給権者が記入すること。ただし、受給権者が２人以上ある場合で代表者を選任しているときは、その代表者が代表してこの報告書を提出すれば足りるものであり、他の受給権者は提出する必要はないこと。

2　報告者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

3　「障害の有無」の欄には、該当する箇所を○で囲むこと。

4　「年金の種類」の欄には、受給権者が遺族補償年金と同一の事由により受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。

5　この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、(2)の書類については、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。

(1)　受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書

(2)　受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族については、その事実を証明することができる書類

(3)　受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にある者については、その障害の状態に関する医師の診断書

6　「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

〔注意事項〕

1　この報告書は、遺族補償年金の受給権者が記入すること。ただし、受給権者が２人以上ある場合で代表者を選任しているときは、その代表者が代表してこの報告書を提出すれば足りるものであり、他の受給権者は提出する必要はないこと。

2　報告者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

3　「障害の有無」の欄には、該当する箇所を○で囲むこと。

4　「当該死亡に関して支給されている年金の種類」の項には、受給権者が遺族補償年金と同一の事由により次に掲げる年金の給付を受けているときは、該当する□にレ印を記入すること。

(1)　旧船員保険法の遺族年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいう。）

(2)　旧厚生年金保険法の遺族年金（国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいう。）

(3)　旧国民年金法の母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金（国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金をいう。）

(4)　厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第１項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

(5)　厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

(6)　国民年金法の寡婦年金

5　この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、(2)の書類については、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。

(1)　受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書

(2)　受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族については、その事実を証明することができる書類

(3)　受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にある者については、その障害の状態に関する医師の診断書

6　「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　後

様式第49号

傷病特別支給金
傷病特別給付金　申請書

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の（傷病特別支給金／傷病特別給付金）の支給を申請します。		申請年月日　　年　月　日 申請者の住所 氏名（ふりがな）　㊞	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名 年　月　日生（　歳）	職名　□常勤 □会第1条職員	
2 傷病等級	第　級　号		
3 傷病特別支給金申請金額	円		
4 傷病特別給付金申請金額の計算	(A)｛（平均給与額）円×（1＋割増率）×20/100＝円 （日数）（特殊公務災害及び国際緊急援助活動特例災害の場合） (B) 1,500,000円×（日数）/365＝円 (C)（（平均給与額）円×365×80/100）－（傷病補償年金の金額）円＝円		
5 傷病特別給付金申請金額	円		

6 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受理	平成　年　月　日
		□普通預金　□当座預金		＊傷病等級	第　級　号
		□座番号		＊決定金額 規程第29条の12の制限	□有　□無
		預金名義者		特別支給金	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	特別給付金	円
				＊通知	平成　年　月　日
	その他			＊特別給付金の支払	平成　年　月　日
				＊特別給付金支給開始年月	平成　年　月

〔注意事項〕

1　申請者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

2　「4　傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の「割増率」は、傷病等級第1級の場合は $\frac{40}{100}$、第2級の場合は $\frac{45}{100}$、第3級の場合は $\frac{50}{100}$ であること。なお、会第1条職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによる。

3　「5　傷病特別給付金申請金額」の欄には、「4　傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。ただし、当該金額が(C)の金額に満たない場合には、(C)の金額を記入すること。

4　「申請者の氏名」の項は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改　　正　　前

様式第49号

傷病特別支給金
傷病特別給付金　申請書

		認定番号	
地方公務員災害補償基金　　支部長　殿 下記の（傷病特別支給金／傷病特別給付金）の支給を申請します。		申請年月日　　年　月　日 申請者の住所 氏名（ふりがな）　㊞	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名 年　月　日生（　歳）	職名　□常勤 □常勤的非常勤	
2 傷病等級	第　級　号		
3 傷病特別支給金申請金額	円		
4 傷病特別給付金申請金額の計算	(A)｛（平均給与額）円×（1＋割増率）×20/100＝円 （日数）（特殊公務災害及び国際緊急援助活動特例災害の場合） (B) 1,500,000円×（日数）/365＝円 (C)（（平均給与額）円×365×80/100）－（傷病補償年金の金額）円＝円		
5 傷病特別給付金申請金額	円		

6 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	＊受理	平成　年　月　日
		□普通預金　□当座預金		＊傷病等級	第　級　号
		□座番号		＊決定金額 規程第29条の12の制限	□有　□無
		預金名義者		特別支給金	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	特別給付金	円
				＊通知	平成　年　月　日
	その他			＊特別給付金の支払	平成　年　月　日
				＊特別給付金支給開始年月	平成　年　月

〔注意事項〕

1　申請者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

2　「4　傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の「割増率」は、傷病等級第1級の場合は $\frac{40}{100}$、第2級の場合は $\frac{45}{100}$、第3級の場合は $\frac{50}{100}$ であること。なお、常勤的非常勤職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによる。

3　「5　傷病特別給付金申請金額」の欄には、「4　傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。ただし、当該金額が(C)の金額に満たない場合には、(C)の金額を記入すること。

4　「申請者の氏名」の項は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

改正前

様式第54号

災害補償記録簿

被災職員に関する事項	ふりがな 氏名	□男 □女	認定傷病名		公務 通勤	認定番号	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）			障害補償年金 前払一時金	年 月 日支払 支給額 円	
	住所				遺族補償	年金	年 月 日支給決定
	所属団体名					一時金	年 月 日支給決定 年 月 日支払 支給額 円
	所属部局 課係名	（電話 ）	認定年月日	年 月 日			受給権者の氏名 / 死亡職員との続柄
			傷病等級該当年月日	年 月 日			
	職名		治ゆ年月日	年 月 日			
	職種	□常勤 □常勤的非常勤	死亡年月日	年 月 日			
	共済組合員証 健保組合員証 記号 番号	第 号	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	□有 □無 年 月 日から 年 月 日まで	遺族補償年金 前払一時金	年 月 日支払 支給額 円	
	退職年月日	年 月 日	特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害	□該当 □非該当	葬祭補償	年 月 日支払 支給額 円	
災害発生の状況	災害発生の日時	年 月 日（ 曜日） 午前/午後 時 分頃	傷病補償年金	第 級第 号 年 月 日支給決定		葬祭を行った者の氏名及び死亡職員との続柄又は関係	
	災害発生の場所	□勤務公署 □その他（ ）	障害補償 障害等級	第 級第 号			
			年金	年 月 日支給決定	予後補償	年 月 日支給決定	
	事故の型の分類		一時金	年 月 日支給決定 年 月 日支払 支給額 円	行方不明補償	年 月 日支給決定	
	起因物の分類				備考		
	傷病部位の分類		障害補償年金	年 月 日支給決定 年 月 日支払 支給額 円			
	傷病性質の分類						
	災害の概要その他認定事由等		差額一時金	受給権者の氏名 / 死亡職員との続柄	他法調整	□有 □無	
					第三者加害事案	□該当 □非該当	

統計資料コード欄	発生年度	団体種類	職種	性・年齢	災害発生場所	第三者加害										

改正後

様式第54号

災害補償記録簿

被災職員に関する事項	ふりがな 氏名	□男 □女	認定傷病名		公務 通勤	認定番号	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）			障害補償年金 前払一時金	年 月 日支払 支給額 円	
	住所				遺族補償	年金	年 月 日支給決定
	所属団体名					一時金	年 月 日支給決定 年 月 日支払 支給額 円
	所属部局 課係名	（電話 ）	認定年月日	年 月 日			受給権者の氏名 / 死亡職員との続柄
			傷病等級該当年月日	年 月 日			
	職名		治ゆ年月日	年 月 日			
	職種	□常勤 □令第1条職員	死亡年月日	年 月 日			
	共済組合員証 健保組合員証 記号 番号	第 号	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	□有 □無 年 月 日から 年 月 日まで	遺族補償年金 前払一時金	年 月 日支払 支給額 円	
	退職年月日	年 月 日	特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害	□該当 □非該当	葬祭補償	年 月 日支払 支給額 円	
災害発生の状況	災害発生の日時	年 月 日（ 曜日） 午前/午後 時 分頃	傷病補償年金	第 級第 号 年 月 日支給決定		葬祭を行った者の氏名及び死亡職員との続柄又は関係	
	災害発生の場所	□勤務公署 □その他（ ）	障害補償 障害等級	第 級第 号			
			年金	年 月 日支給決定	予後補償	年 月 日支給決定	
	事故の型の分類		一時金	年 月 日支給決定 年 月 日支払 支給額 円	行方不明補償	年 月 日支給決定	
	起因物の分類				備考		
	傷病部位の分類		障害補償年金	年 月 日支給決定 年 月 日支払 支給額 円			
	傷病性質の分類						
	災害の概要その他認定事由等		差額一時金	受給権者の氏名 / 死亡職員との続柄	他法調整	□有 □無	
					第三者加害事案	□該当 □非該当	

統計資料コード欄	発生年度	団体種類	職種	性・年齢	災害発生場所	第三者加害										

改正前

災害補償記録簿３号紙（表）休業補償・予後補償・行方不明補償・休業援護金

災害発生年度	年度	職　種		認定番号	
法附則第八条に関する調整	旧国民年金法の障害年金の支給の有無	□有　□無	旧国民年金法の障害年金の年金額の改定年月	改定後の年金額	
	支給されている年金の年額	円	年　月	円	
	支給開始年月	年　月	年　月	円	
	年金証書の記号番号	第　号	年　月	円	
	所轄年金事務所名等		年　月	円	

休業補償・予後補償・行方不明補償					休業援護金	合　計	備　考
支払年月日	支給期間	休業等の日数	平均給与額	支払金額	支払金額		
年　月　日 ・　・	年　月　日 自 至	日	円	円	円	円	
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
累　計							

改正後

災害補償記録簿３号紙（表）休業補償・予後補償・行方不明補償・休業援護金

災害発生年度	年度	職　種		認定番号	
法附則第八条に関する調整	他法年金の支給の有無	□有（　　年金）□無	他法年金の年金額の改定年月	改定後の年金額	
	支給されている年金の年額	円	年　月	円	
	支給開始年月	年　月	年　月	円	
	年金証書の記号番号	第　号	年　月	円	
	所轄年金事務所名等		年　月	円	

休業補償・予後補償・行方不明補償					休業援護金	合　計	備　考
支払年月日	支給期間	休業等の日数	平均給与額	支払金額	支払金額		
年　月　日 ・　・	年　月　日 自 至	日	円	円	円	円	
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
・　・							
累　計							

改　　正　　後

〔記入要領〕

Ⅰ　災害補償記録簿

1　この記録簿は、職員の災害が公務又は通勤により生じたものであると認定された場合に作成し、補償が完結するまで順次必要な事項を記入すること。

2　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。

3　「職種」の欄には、定款別表第２の「職員の区分」の欄に掲げる職種を記入すること。

4　「故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、故意の犯罪行為又は重大な過失の有無について該当する□に√印を記入し、故意の犯罪行為又は重大な過失がある場合には、療養を開始した日及びその日から起算して３年の期間の満了する日を記入すること。

5　「他法調整」の欄には、法附則第８条の規定による他の法令による給付との調整の有無について該当する□に√印を記入すること。

6　「第三者加害事案」の欄には、当該災害が第三者の行為によって生じたものであるか否かについて該当する□に√印を記入すること。

Ⅱ　災害補償記録簿（裏）及び２号紙

1　この記録簿は、療養補償を支払った都度記入すること。

2　「累計」の欄には、原則として支払年度ごとに記入すること。

Ⅲ　災害補償記録簿３号紙

1　この記録簿は、休業補償、予後補償若しくは行方不明補償又は休業援護金を支払った都度記入すること。

2　「他法年金の支給の有無」の欄には、休業補償と同一の事由により令附則第３条の２第１項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□有（　　年金）」の□に√印を記入するとともに、その適用を受ける年金たる給付の名称を記入すること。

3　「休業等の日数」の欄には、休業補償、予後補償若しくは行方不明補償又は休業援護金の対象となった日数（休業補償の場合には、１日の一部が対象となった日数を含む。）を記入し、予後補償又は行方不明補償の場合には、それぞれ㊥又は㊦と記入すること。

4　「平均給与額」の欄には、平均給与額を改定した都度その額を記入すること。

5　「備考」の欄には、平均給与額の改定を行った年月日、特別補償経理から普通補償経理へ移行した場合の移行年月日、休業補償と休業援護金の支給日数が異なる場合の理由その他必要な事項を記入すること。

6　「累計」の欄には、原則として支払年度ごとの累計額又は特別補償経理から普通補償経理へ、移行した場合の特別補償経理分の累計額等を記入すること。

Ⅳ　災害補償記録簿４号紙（表）

1　この記録簿は、第三者加害事案について作成し、求償・免責事務が完結するまで、必要な事項を記入すること。

2　「成立する損害賠償責任」の欄には、災害の原因となった事故に関し加害者等に成立すると認められる損害賠償責任の全てを記入すること。

改　　正　　前

〔記入要領〕

Ⅰ　災害補償記録簿

1　この記録簿は、職員の災害が公務又は通勤により生じたものであると認定された場合に作成し、補償が完結するまで順次必要な事項を記入すること。

2　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。

3　「職種」の欄には、定款別表第２の「職員の区分」の欄に掲げる職種を記入すること。

4　「故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、故意の犯罪行為又は重大な過失の有無について該当する□に√印を記入し、故意の犯罪行為又は重大な過失がある場合には、療養を開始した日及びその日から起算して３年の期間の満了する日を記入すること。

5　「他法調整」の欄には、法附則第８条の規定による他の法令による給付との調整の有無について該当する□に√印を記入すること。

6　「第三者加害事案」の欄には、当該災害が第三者の行為によって生じたものであるか否かについて該当する□に√印を記入すること。

Ⅱ　災害補償記録簿（裏）及び２号紙

1　この記録簿は、療養補償を支払った都度記入すること。

2　「累計」の欄には、原則として支払年度ごとに記入すること。

Ⅲ　災害補償記録簿３号紙

1　この記録簿は、休業補償、予後補償若しくは行方不明補償又は休業援護金を支払った都度記入すること。

2　「法附則第８条による調整関係」の欄には、休業補償と同一の事由による旧国民年金法の障害年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいう。）の支給の有無について該当する□に√印を記入すること。

3　「休業等の日数」の欄には、休業補償、予後補償若しくは行方不明補償又は休業援護金の対象となった日数（休業補償の場合には、１日の一部が対象となった日数を含む。）を記入し、予後補償又は行方不明補償の場合には、それぞれ㊥又は㊦と記入すること。

4　「平均給与額」の欄には、平均給与額を改定した都度その額を記入すること。

5　「備考」の欄には、平均給与額の改定を行った年月日、特別補償経理から普通補償経理へ移行した場合の移行年月日、休業補償と休業援護金の支給日数が異なる場合の理由その他必要な事項を記入すること。

6　「累計」の欄には、原則として支払年度ごとの累計額又は特別補償経理から普通補償経理へ、移行した場合の特別補償経理分の累計額等を記入すること。

Ⅳ　災害補償記録簿４号紙（表）

1　この記録簿は、第三者加害事案について作成し、求償・免責事務が完結するまで、必要な事項を記入すること。

2　「成立する損害賠償責任」の欄には、災害の原因となった事故に関し加害者等に成立すると認められる損害賠償責任の全てを記入すること。

改　　正　　後

3　「加害者以外の賠償責任者」の欄には、被災職員に対して直接に損害を加えた加害者以外で、当該災害の原因となった事故に関し損害賠償責任を負うと認められる者、例えば、加害者の使用者、自動車の運行供用者等を記入すること。

4　「加害者の身体損傷」の欄には、当該災害によって受けた加害者の身体的損害について、その傷病名、程度を記入すること。

5　「過失割合」の欄には、当該災害の原因となった事故に関し、支部長が自己の調査で決めた被災職員及び加害者双方の過失割合及びその理由を記入すること。なお、当該過失割合を示談等によって変更した場合は、「備考」の欄にその過失割合及びその事由を記入しておくこと。

6　「災害発生の状況」の欄には、災害発生の日時、場所、被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況について、現場見取図を用いて記入すること。

Ⅴ　災害補償記録簿４号紙（裏）

1　「賠償先行事由」の欄のその他に該当する場合は、具体的にその事由を記入すること。

2　「被災職員と加害者の交渉状況」の欄には、被災職員から報告のあった示談締結までの状況等について記入すること。

3　「補償の状況等」の欄の請求し得る損害額は、「地方公務員災害補償法第59条関係事務の取扱いについて（昭和43年５月10日地基補第151号）」の別紙１の原則的計算方法によって算出した額を記入し、求償予定額は、請求し得る損害額から支部長が自己の調査で決めた過失割合により過失相殺をした後の額を記入すること。また、求償確定額は、債務者の同意を得て決定した最終の求償額を記入すること。

4　「加害者等の状況調査」の欄には、留保、放棄、分割納入とした事由に係る加害者等の状況調査の結果を記入すること。

5　「債務者との交渉状況」の欄には、債権取得通知、求償予定額の通知、納入通知等求償権の行使について加害者等から異義の申出があり債務者とその調整をする必要がある場合の措置の内容等を記入すること。

Ⅵ　災害補償記録簿５号紙

1　この記録簿は、介護補償を支払った都度記入すること。

2　「常時、随時の別」の欄には、介護を要する状態の常時又は随時の別を記入すること。

3　各年度末には「支払金額」の欄に、当該年度ごとの合計金額を記入するものとし、その合計額を記入した項に対応する「支給に係る月」の項には適宜「○○年度合計」等と記入すること。

4　「累計」の欄には、支給が完結した場合の総計を記入すること。

改　　正　　前

3　「加害者以外の賠償責任者」の欄には、被災職員に対して直接に損害を加えた加害者以外で、当該災害の原因となった事故に関し損害賠償責任を負うと認められる者、例えば、加害者の使用者、自動車の運行供用者等を記入すること。

4　「加害者の身体損傷」の欄には、当該災害によって受けた加害者の身体的損害について、その傷病名、程度を記入すること。

5　「過失割合」の欄には、当該災害の原因となった事故に関し、支部長が自己の調査で決めた被災職員及び加害者双方の過失割合及びその理由を記入すること。なお、当該過失割合を示談等によって変更した場合は、「備考」の欄にその過失割合及びその事由を記入しておくこと。

6　「災害発生の状況」の欄には、災害発生の日時、場所、被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況について、現場見取図を用いて記入すること。

Ⅴ　災害補償記録簿４号紙（裏）

1　「賠償先行事由」の欄のその他に該当する場合は、具体的にその事由を記入すること。

2　「被災職員と加害者の交渉状況」の欄には、被災職員から報告のあった示談締結までの状況等について記入すること。

3　「補償の状況等」の欄の請求し得る損害額は、「地方公務員災害補償法第59条関係事務の取扱いについて（昭和43年５月10日地基補第151号）」の別紙１の原則的計算方法によって算出した額を記入し、求償予定額は、請求し得る損害額から支部長が自己の調査で決めた過失割合により過失相殺をした後の額を記入すること。また、求償確定額は、債務者の同意を得て決定した最終の求償額を記入すること。

4　「加害者等の状況調査」の欄には、留保、放棄、分割納入とした事由に係る加害者等の状況調査の結果を記入すること。

5　「債務者との交渉状況」の欄には、債権取得通知、求償予定額の通知、納入通知等求償権の行使について加害者等から異義の申出があり債務者とその調整をする必要がある場合の措置の内容等を記入すること。

Ⅵ　災害補償記録簿５号紙

1　この記録簿は、介護補償を支払った都度記入すること。

2　「常時、随時の別」の欄には、介護を要する状態の常時又は随時の別を記入すること。

3　各年度末には「支払金額」の欄に、当該年度ごとの合計金額を記入するものとし、その合計額を記入した項に対応する「支給に係る月」の項には適宜「○○年度合計」等と記入すること。

4　「累計」の欄には、支給が完結した場合の総計を記入すること。

改正前

様式第55号

傷病補償年金等記録簿

災害発生年度	年度	職種		認定番号	
受給権者の氏名・生年月日	年　月　日生	年金証書の番号	第　号	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	□有　年　月　日から □無　年　月　日まで
受給権者の住所				法附則第8条による調整関係	□旧国民年金法の障害年金
傷病等級	第　級（　年　月　日決定）				支給されている年金の年額　円
	第　級（　年　月　日決定）				支給開始年月　年　月
	第　級（　年　月　日決定）				年金証書の記号番号　第　号
支給開始年月	年　月				所轄年金事務所名等
傷病の名称、部位及びその状態					

傷病補償年金の年額								傷病特別給付金の年額	
支給年月	平均給与額	法第28条の2による年金額	法附則第8条による調整後の年金額	法第30条による制限の有無 規則第28条第1項の場合	法第30条による制限の有無 規則第28条第2項の場合	規程第29条の10等による年金額	規程第29条の12による制限の有無		
年　月から	円	円	円	□有　□無	□有　□無	円	□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		

振込先金融機関名	銀行　支店	備考	
口座番号			

改正後

様式第55号

傷病補償年金等記録簿

災害発生年度	年度	職種		認定番号	
受給権者の氏名・生年月日	年　月　日生	年金証書の番号	第　号	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	□有　年　月　日から □無　年　月　日まで
受給権者の住所				法附則第8条による調整関係	当該障害に関して支給されている年金の種類
傷病等級	第　級（　年　月　日決定）				支給されている年金の年額　円
	第　級（　年　月　日決定）				支給開始年月　年　月
	第　級（　年　月　日決定）				年金証書の記号番号　第　号
支給開始年月	年　月				所轄年金事務所名等
傷病の名称、部位及びその状態					

傷病補償年金の年額								傷病特別給付金の年額	
支給年月	平均給与額	法第28条の2による年金額	法附則第8条による調整後の年金額	法第30条による制限の有無 規則第28条第1項の場合	法第30条による制限の有無 規則第28条第2項の場合	規程第29条の10等による年金額	規程第29条の12による制限の有無		
年　月から	円	円	円	□有　□無	□有　□無	円	□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		
年　月から				□有　□無	□有　□無		□有　□無		

振込先金融機関名	銀行　支店	備考	
口座番号			

改　　正　　後

〔記入要領〕

Ⅰ　傷病補償年金等記録簿

1　この記録簿は、傷病補償年金及び傷病特別給付金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入すること。

2　「傷病等級」の欄には、最初に傷病補償年金の支給を決定した場合の当該傷病等級及びその決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後傷病等級に変更があった場合には、変更後の傷病等級及びその変更決定年月日を次の欄以下に記入すること。

3　「支給開始年月」の欄には、当該障害の原因である傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった月の翌月の年月を記入すること。

4　「傷病補償年金の年額」の欄には、最初に傷病補償年金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。

5　「平均給与額」の欄には、法第２条第４項から第12項までの規定により平均給与額として計算した額（当該平均給与額が、総務大臣の定める率を乗じて算定することとなる場合又は総務大臣が定める最低・最高限度額によることとなる場合には、当該率を乗じて得た額又は当該最低・最高限度額）を記入すること。

6　「傷病特別給付金の年額」の欄には、最初に傷病特別給付金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。

7　「故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、様式第54号災害補償記録簿〔記入要領〕のＩの４の例により記入すること。

8　「当該障害に関して支給されている年金の種類」の欄には、受給権者が傷病補償年金と同一の事由により受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。

9　「備考」の欄には、「傷病特別給付金の年額」の欄に記入した年金額の根拠、年金証書の再交付及びその事由、支給事由が消滅した場合の年月日及びその事由、調査を行った場合の年月日及びその結果の概要、令第１条職員にあっては規程第29条の10第２項に規定する理事長が定める率その他必要な事項を記入すること。

Ⅱ　傷病補償年金等記録簿（裏）及び２号紙

1　この記録簿は、傷病補償年金及び傷病特別給付金を支払った都度記入すること。

2　「支給に係る月」の欄には、例えば昭和53年３月の支払の場合には、52年12月～53年２月分と記入すること。

3　「年齢」の欄には、法第２条第11項に規定する基準日における職員の年齢を記入すること。

4　「支払年月日」の欄には、支払った年月日を記入すること。

5　「支払金額」の欄には、支払年度ごとの合計金額を記入するものとし、その合計額を記入した項に対応する「支給に係る月」の項には、適宜「○○年度合計」等と記入すること。

6　当該補償と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、「備考」の欄に、受給権者が受領した傷病補償年金に相当する損害賠償の金額及びその額を受領した年月日を記入し、「支給に係る月」及び「支払金額」の欄には、当該損害賠償を受けたことにより免責されている傷病補償年金が仮に支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入すること。

7　「累計」の欄には、支給が完結した場合の総計を記入すること。

改　　正　　前

〔記入要領〕

Ⅰ　傷病補償年金等記録簿

1　この記録簿は、傷病補償年金及び傷病特別給付金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入すること。

2　「傷病等級」の欄には、最初に傷病補償年金の支給を決定した場合の当該傷病等級及びその決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後傷病等級に変更があった場合には、変更後の傷病等級及びその変更決定年月日を次の欄以下に記入すること。

3　「支給開始年月」の欄には、当該障害の原因である傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった月の翌月の年月を記入すること。

4　「傷病補償年金の年額」の欄には、最初に傷病補償年金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。

5　「平均給与額」の欄には、法第２条第４項から第12項までの規定により平均給与額として計算した額（当該平均給与額が、総務大臣の定める率を乗じて算定することとなる場合又は総務大臣が定める最低・最高限度額によることとなる場合には、当該率を乗じて得た額又は当該最低・最高限度額）を記入すること。

6　「傷病特別給付金の年額」の欄には、最初に傷病特別給付金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。

7　「故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、様式第54号災害補償記録簿〔記入要領〕のＩの４の例により記入すること。

8　「法附則第８条による調整関係」の欄には、受給権者が傷病補償年金と同一の事由により旧国民年金法の障害年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいう。）の給付を受けているときは、□にレ印を記入すること。

9　「備考」の欄には、「傷病特別給付金の年額」の欄に記入した年金額の根拠、年金証書の再交付及びその事由、支給事由が消滅した場合の年月日及びその事由、調査を行った場合の年月日及びその結果の概要、常勤的非常勤職員にあっては規程第29条の10第２項に規定する理事長が定める率その他必要な事項を記入すること。

Ⅱ　傷病補償年金等記録簿（裏）及び２号紙

1　この記録簿は、傷病補償年金及び傷病特別給付金を支払った都度記入すること。

2　「支給に係る月」の欄には、例えば昭和53年３月の支払の場合には、52年12月～53年２月分と記入すること。

3　「年齢」の欄には、法第２条第11項に規定する基準日における職員の年齢を記入すること。

4　「支払年月日」の欄には、支払った年月日を記入すること。

5　「支払金額」の欄には、支払年度ごとの合計金額を記入するものとし、その合計額を記入した項に対応する「支給に係る月」の項には、適宜「○○年度合計」等と記入すること。

6　当該補償と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、「備考」の欄に、受給権者が受領した傷病補償年金に相当する損害賠償の金額及びその額を受領した年月日を記入し、「支給に係る月」及び「支払金額」の欄には、当該損害賠償を受けたことにより免責されている傷病補償年金が仮に支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入すること。

7　「累計」の欄には、支給が完結した場合の総計を記入すること。

改正前

様式第56号

障害補償年金等記録簿

災害発生年度	年度	職種				認定番号	
受給権者の氏名・生年月日	年　月　日生	年金証書の番号	第　号	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	□有　年　月　日から □無　年　月　日まで		
受給権者の住所				法附則第8条による調整関係	□旧国民年金法の障害年金		
障害等級	第　級（　年　月　日決定）				支給されている年金の年額　円		
	第　級（　年　月　日決定）				支給開始年月　年　月		
	第　級（　年　月　日決定）				年金証書の記号番号　第　号		
支給開始年月	年　月				所轄年金事務所名等		
障害の部位及びその程度							

障害補償年金の年額						障害特別給付金の年額	
支給年月	平均給与額	法第29条による年金額	法附則第8条による調整後の年金額	法第30条による制限の有無	規程第29条の11による年金額	規程第29条の12による制限の有無	
年　月から	円	円	円	□有　□無	円	□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	

振込先金融機関名	銀行　支店	備考	
口座番号			

改正後

様式第56号

障害補償年金等記録簿

災害発生年度	年度	職種				認定番号	
受給権者の氏名・生年月日	年　月　日生	年金証書の番号	第　号	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	□有　年　月　日から □無　年　月　日まで		
受給権者の住所				法附則第8条による調整関係	当該障害に関して支給されている年金の種類		
障害等級	第　級（　年　月　日決定）				支給されている年金の年額　円		
	第　級（　年　月　日決定）				支給開始年月　年　月		
	第　級（　年　月　日決定）				年金証書の記号番号　第　号		
支給開始年月	年　月				所轄年金事務所名等		
障害の部位及びその程度							

障害補償年金の年額						障害特別給付金の年額	
支給年月	平均給与額	法第29条による年金額	法附則第8条による調整後の年金額	法第30条による制限の有無	規程第29条の11による年金額	規程第29条の12による制限の有無	
年　月から	円	円	円	□有　□無	円	□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	
年　月から				□有　□無		□有　□無	

振込先金融機関名	銀行　支店	備考	
口座番号			

改　　正　　後

〔記入要領〕

Ⅰ　障害補償年金等記録簿

1　この記録簿は、障害補償年金及び年金たる障害特別給付金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入すること。

2　「障害等級」の欄には、最初に障害補償年金の支給を決定した場合の当該障害等級及びその決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後障害等級に変更があった場合には、変更後の障害等級及びその変更決定年月日を次の欄以下に記入すること。

3　「支給開始年月」の欄には、当該障害の原因である傷病が治ゆした月の翌月の年月を記入すること。

4　「当該障害に関して支給されている年金の種類」の欄には、受給権者が障害補償年金と同一の事由により受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。

5　「障害等級」及び「支給開始年月」の欄以外の各欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅠの４から７まで及び９の例により記入すること。

Ⅱ　障害補償年金等記録簿（裏）及び２号紙

1　この記録簿は、障害補償年金及び年金たる障害特別給付金を支払った都度記入すること。

2　「支給に係る月」、「年齢」、「支払年月日」、「支払金額」及び「累計」の欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅡの２から５まで及び７の例により記入すること。

3　当該補償と同一の事由につき、損害賠償を受けたときの記入については、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅡの６の例によること。

改　　正　　前

〔記入要領〕

Ⅰ　障害補償年金等記録簿

1　この記録簿は、障害補償年金及び年金たる障害特別給付金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入すること。

2　「障害等級」の欄には、最初に障害補償年金の支給を決定した場合の当該障害等級及びその決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後障害等級に変更があった場合には、変更後の障害等級及びその変更決定年月日を次の欄以下に記入すること。

3　「支給開始年月」の欄には、当該障害の原因である傷病が治ゆした月の翌月の年月を記入すること。

4　「法附則第８条による調整関係」の欄には、受給権者が障害補償年金と同一の事由により旧国民年金法の障害年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金をいう。）の給付を受けているときは、□にレ印を記入すること。

5　「障害等級」及び「支給開始年月」の欄以外の各欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅠの４から７まで及び９の例により記入すること。

Ⅱ　障害補償年金等記録簿（裏）及び２号紙

1　この記録簿は、障害補償年金及び年金たる障害特別給付金を支払った都度記入すること。

2　「支給に係る月」、「年齢」、「支払年月日」、「支払金額」及び「累計」の欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅡの２から５まで及び７の例により記入すること。

3　当該補償と同一の事由につき、損害賠償を受けたときの記入については、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅡの６の例によること。

改正前

様式第57号

遺族補償年金等記録簿

災害発生年度	年度	職種		認定番号	
被災職員の氏名・生年月日	年　月　日生	支給開始年月	年　月	法附則第8条による調整関係	□旧船員保険法の遺族年金 □旧厚生年金保険法の遺族年金 □旧国民年金法の □母子年金　□準母子年金 □遺児年金　□寡婦年金 □厚生年金保険法の遺族厚生年金 及び国民年金法の遺族基礎年金 □厚生年金保険法の遺族厚生年金 □国民年金法の寡婦年金

遺族補償年金受給資格者	氏名	生年月日	住所	死亡職員との続柄	受給資格に変動を生じた年月日	その事由	年金証書の番号
					年　月　日 ・　・		第　号
					・　・		第　号
					・　・		第　号
					・　・		第　号
					・　・		第　号
					・　・		第　号

法附則第8条による調整関係	
支給されている年金の年額	円
支給開始年月	年　月
年金証書の記号番号	第　号
所轄年金事務所名等	

遺族補償年金の年額						遺族特別給付金の年額
支給年月	平均給与額	乗ずべき数	法第33条による年金額	法附則第8条による調整後の年金額		規程第29条の13による年金額
年　月から	円		円	円		円
年　月から						
年　月から						
年　月から						
年　月から						
年　月から						
年　月から						
年　月から						

振込先金融機関名	銀行　支店	備考	
口座番号			

改正後

様式第57号

遺族補償年金等記録簿

災害発生年度	年度	職種		認定番号	
被災職員の氏名・生年月日	年　月　日生	支給開始年月	年　月	法附則第8条による調整関係	当該死亡に関して支給されている年金の種類

遺族補償年金受給資格者	氏名	生年月日	住所	死亡職員との続柄	受給資格に変動を生じた年月日	その事由	年金証書の番号
					年　月　日 ・　・		第　号
					・　・		第　号
					・　・		第　号
					・　・		第　号
					・　・		第　号
					・　・		第　号

法附則第8条による調整関係	
支給されている年金の年額	円
支給開始年月	年　月
年金証書の記号番号	第　号
所轄年金事務所名等	

遺族補償年金の年額						遺族特別給付金の年額
支給年月	平均給与額	乗ずべき数	法第33条による年金額	法附則第8条による調整後の年金額		規程第29条の13による年金額
年　月から	円		円	円		円
年　月から						
年　月から						
年　月から						
年　月から						
年　月から						
年　月から						
年　月から						

振込先金融機関名	銀行　支店	備考	
口座番号			

改　　正　　後

〔記入要領〕

Ⅰ　遺族補償年金等記録簿

1　この記録簿は、遺族補償年金及び年金たる遺族特別給付金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入すること。

2　「遺族補償年金受給資格者」の欄には、遺族補償年金を受けることができる遺族全員について、次のように記入すること。

(1)　「氏名」の項には、法第32条第３項及び附則第７条の２第３項に規定する順序により記入すること。なお、氏名の冒頭に受給権者であるときは権と、受給権者と生計を同じくしている者であるときは生と、施行規則第29条に規定する障害の状態にあるときは障と記入すること。

(2)　「死亡職員との続柄」の項には、法第33条第４項第１号、第34条第１項第５号及び第２項並びに附則第７条の２第２項及び第４項の規定により年金額の改定等が行われることとなる年月を併せて記入すること。

(3)　「受給資格に変動を生じた年月日」の項には、その者が受給権者となった年月日、又は受給権者若しくは受給資格者でなくなった年月日等を記入すること。

(4)　「その事由」の項には、受給資格に変動を生じた事由を具体的に記入すること。

3　「遺族補償年金の年額」の欄には、最初に遺族補償年金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。（法附則第７条の２第４項の規定により遺族補償年金の支給が停止される場合においても、年金額の改定の都度順次記入すること。）

4　「平均給与額」の欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅠの５の例により記入すること。

5　「遺族特別給付金の年額」の欄には、最初に遺族特別給付金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。（規程第29条の13第５項の規定により遺族特別給付金が支給されない場合においても、年金額の改定の都度順次記入すること。）

6　「当該死亡に関して支給されている年金の種類」の欄には、受給権者が遺族補償年金と同一の事由により受給する令附則第３条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。

7　「備考」の欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅠの９の例により記入すること。

Ⅱ　遺族補償年金等記録簿（裏）及び２号紙

1　この記録簿は、遺族補償年金及び年金たる遺族特別給付金を支払った都度記入すること。

2　「支給に係る月」、「年齢」、「支払年月日」、「支払金額」及び「累計」の欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅡの２から５まで及び７の例により記入すること。

3　当該補償と同一の事由につき、損害賠償を受けたときの記入については、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅡの６の例によること。

改　　正　　前

〔記入要領〕

Ⅰ　遺族補償年金等記録簿

1　この記録簿は、遺族補償年金及び年金たる遺族特別給付金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入すること。

2　「遺族補償年金受給資格者」の欄には、遺族補償年金を受けることができる遺族全員について、次のように記入すること。

(1)　「氏名」の項には、法第32条第３項及び附則第７条の２第３項に規定する順序により記入すること。なお、氏名の冒頭に受給権者であるときは権と、受給権者と生計を同じくしている者であるときは生と、施行規則第29条に規定する障害の状態にあるときは障と記入すること。

(2)　「死亡職員との続柄」の項には、法第33条第４項第１号、第34条第１項第５号及び第２項並びに附則第７条の２第２項及び第４項の規定により年金額の改定等が行われることとなる年月を併せて記入すること。

(3)　「受給資格に変動を生じた年月日」の項には、その者が受給権者となった年月日、又は受給権者若しくは受給資格者でなくなった年月日等を記入すること。

(4)　「その事由」の項には、受給資格に変動を生じた事由を具体的に記入すること。

3　「遺族補償年金の年額」の欄には、最初に遺族補償年金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。（法附則第７条の２第４項の規定により遺族補償年金の支給が停止される場合においても、年金額の改定の都度順次記入すること。）

4　「平均給与額」の欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅠの５の例により記入すること。

5　「遺族特別給付金の年額」の欄には、最初に遺族特別給付金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。（規程第29条の13第５項の規定により遺族特別給付金が支給されない場合においても、年金額の改定の都度順次記入すること。）

6　「法附則第８条による調整関係」の欄には、受給権者が遺族補償年金と同一の事由により次に掲げる年金の給付を受けているときは、該当する□にレ印を記入すること。

(1)　旧船員保険法の遺族年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいう。）

(2)　旧厚生年金保険法の遺族年金（国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいう。）

(3)　旧国民年金法の母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金（国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金をいう。）

(4)　厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第１項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

(5)　厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

(6)　国民年金法の寡婦年金

7　「備考」の欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅠの９の例により記入すること。

Ⅱ　遺族補償年金等記録簿（裏）及び２号紙

1　この記録簿は、遺族補償年金及び年金たる遺族特別給付金を支払った都度記入すること。

2　「支給に係る月」、「年齢」、「支払年月日」、「支払金額」及び「累計」の欄には、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅡの２から５まで及び７の例により記入すること。

3　当該補償と同一の事由につき、損害賠償を受けたときの記入については、様式第55号の傷病補償年金等記録簿〔記入要領〕のⅡの６の例によること。

◎　地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）　抄　（平成二十七年十月一日施行）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （他の法令による給付との調整） 第三条　略 一　傷病補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害及び第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。） 一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。） 〇・七三	附　則 （他の法令による給付との調整） 第三条　法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる法第三十九条の二に規定する年金たる補償（以下この条において「年金たる補償」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。 傷病補償年金 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。） 〇・八九

）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条及び次条において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この条及び次条において「障害基礎年金」という。）		
二　障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六	
三　障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に	○・八八	

規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	四　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び次条第一項の表において「旧国民年金法に
	〇・八九

	二　傷病補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害及び第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	
よる障害年金」という。）	一　障害厚生年金等及び障害基礎年金	二　障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
	〇・八二（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・八一）	〇・九一（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・九〇）

		三　障害補償年金（法第四十六条に規定する公	
三　障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・九二（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・九一）	一　障害厚生年金等及び障害基礎年金	二　障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害
四　旧国民年金法による障害年金	〇・九三（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・九二）		
		障害補償年金	
		旧国民年金法の障害年金	
		〇・八九	

務上の災害及び第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）		
四　障害補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害及び第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	一　障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・八二（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八一
	四　旧国民年金法による障害年金	○・八九
	三　障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
	について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	

二　障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八九（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八八）	）
三　障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・九二（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・九一）	
四　旧国民年金法による障害年金	○・九三（第一級又は第二	

	五　遺族補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害及び第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	
級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九二）	一　厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この条において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下この条において「遺族基礎年金」という	〇・八〇

	遺族補償年金	
国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金		〇・八〇
国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金		〇・八〇
国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金		〇・九〇
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による遺族厚生年金及び国民年金法（昭和三十四年		〇・八〇

。）		
二　遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八四	
三　遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡	○・八八	

法律第百四十一号）の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下同じ。）		
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八四	
国民年金法の規定による寡婦年金	○・八八	

	婦年金	
	四　国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
	五　国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
	六　国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九〇
六　遺族補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害及び第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	一　遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	○・八七
	二　遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八九
	三　遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺	○・九二

族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金		
四　国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八七	
五　国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八七	
六　国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九三	

2　法附則第八条第一項に規定する政令で定める額は、法第三十九条の二及び附則第八条第一項の規定が適用されないものとした場合の年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される前項の表の中欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合又は遺族厚生年金等及び遺族基礎年金が併給される場合には、その合計額）を控除した残

2　法附則第八条第一項に規定する政令で定める額は、法第三十九条の二及び附則第八条第一項の規定が適用されないものとした場合の年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される前項の表の中欄に掲げる給付の額（厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が併給される場合には、その合計額）を控除した残額に

額に相当する額とする。

第三条の二　法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
旧国民年金法による障害年金	○・八九

2　法附則第八条第二項に規定する政令で定める額は、同項の規定が適用されないものとした場合の休業補償の額から同一の事由について支給される前項の表の上欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合にあつては、その合計額）を三百六十五で除して得た額を控除した残額に相当する額とする。

相当する額とする。

第三条の二　法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、旧国民年金法の障害年金とし、同項に規定する政令で定める率は、○・八九とする。

2　法附則第八条第二項に規定する政令で定める額は、同項の規定が適用されないものとした場合の休業補償の額から同一の事由について支給される旧国民年金法の障害年金の額を三百六十五で除して得た額を控除した残額に相当する額とする。